

○電気事業会計規則

昭和四十年六月十五日
通商産業省令第五十七号

改正	昭和四三年	三月三〇日	通商産業省令第三四号
同	四四年	九月三〇日	第九三号
同	四五年	一月一日	第一〇七号
同	四六年	四月一日	第三〇号
同	四九年	九月三〇日	第六五号
同	五〇年	七月三日	第六八号
同	五一年	九月二九日	第六三号
同	五四年	一月一日	第一〇七号
同	五七年	六月三〇日	第三二号
同	五八年	三月一九日	第一〇号
平成	元年	三月三〇日	第一三三号
同	元年	五月二五日	第四二七号
同	元年	七月一日	第四二七号
同	元年	七月一日	第四二七号
同	二年	三月三十一日	第一六号
同	三年	三月二七日	第一四号
同	三年	二月二一日	第七八号
同	六年	三月二九日	第二一号
同	七年	三月三十一日	第二九号
同	七年	一月一八日	第八〇号
同	八年	七月二三日	第五八号
同	九年	四月一日	第六〇号
同	一〇年	三月三十一日	第四〇号
同	一一年	三月三十一日	第二八号
同	一二年	二月九日	第一一七号

○電気事業会計規則取扱要領

平成二十二年三月三十一日
二十二資電部第七号

改正	平成二七年	三月一三日	二〇一五資電部第八号
同	二八年	四月一日	二〇一六資電部第一〇号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十五条の規定に基づき、電気事業会計規則を次のように制定する。

電気事業会計規則

目次

第一章	総則（第一条—第三条の二）
第二章	固定資産勘定
第一節	電気事業固定資産の取得（第四条・第五条）
第二節	電気事業固定資産の価額（第六条—第十一条）
第三節	資本的支出と収益的支出との区分（第十二条・第十三条）
第四節	電気事業固定資産の除却（第十四条—第二十条）
第五節	雑則（第二十一条—第二十八条）
第三章	貯蔵品勘定（第二十九条—第三十四条）
第四章	使用済燃料再処理等引当金勘定（第三十五条・第三十六条）
第五章	使用済燃料再処理等準備引当金勘定（第三十七条・第三十八条）
第六章	費用勘定（第三十九条・第四十条）
第七章	消費税等（第四十一条）
第八章	雑則（第四十二条・第四十三条）
附則	

第一章 総則

（会計の原則）

第一条 一般送配電事業者、送電事業者及び発電事業者（以下「電気事業者」という。）は、次の各号の原則によつてその会計を整理しなければならない。

一 財政状態及び経営成績について真実な内容を表示すること。

二 すべての取引について、正規の簿記の原則によつて正確

電気事業会計規則取扱要領（平成二十二年二十二資電部第七号）の一部を次のように改正する。

電気事業会計規則取扱要領

目次

第一章	総則……………（第一—第四）
第二章	固定資産勘定通則……………（第五—第六）
第三章	電気事業固定資産の価額……………（第七—第十六）
第四章	資本的支出と収益的支出との区分……………（第十七—第二十七）
第五章	電気事業固定資産の除却……………（第二十八—第三十七）
第六章	固定資産勘定雑則……………（第三十八—第五十八）
第七章	貯蔵品勘定通則……………（第五十九—第六十八）
第八章	予定受払単価法……………（第六十九—第七十四）
第九章	貯蔵品勘定雑則……………（第七十五—第八十）
第十章	使用済燃料再処理等引当金勘定……………（第八十一—第八十二）
第十一章	使用済燃料再処理等準備引当金勘定……………（第八十三—第八十四）
第十二章	費用勘定……………（第八十五—第九十四）

第一章 総則

第一 電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号。以下「規則」という。）の規定の適用については、この取扱要領の定めるところによるものとする。

な会計帳簿を作成すること。

三 会計の整理について同一の方法を継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

四 その他一般に公正妥当であると認められる会計の原則

(事業年度)

第二条 電気事業者の事業年度は、一年とし、その始期は四月一日とする。

(勘定科目及び財務諸表)

第三条 電気事業者は、次章から第七章までに定めるもののほか、別表第一によつて勘定科目を分類し、かつ、別表第二によつて貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を作成しなければならない。この場合において、財務計算に関する諸表のうち、附属明細書として記載(電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録することを含む。)すべきものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 電気事業営業費用明細表
- 二 固定資産期中増減明細表
- 三 固定資産期中増減明細表(無形固定資産再掲)
- 四 減価償却費等明細表
- 五 長期投資及び短期投資明細表
- 六 社債明細表
- 七 借入金、長期未払債務、リース債務、雑固定負債及びコーマーシャル・ペーパー明細表
- 八 引当金明細表
- 九 資産除去債務明細表
- 十 その他重要事項明細表

第三条の二 発電事業者のうち、その事業の用に供する発電用の電気工作物の出力の合計が二百万キロワットを超えないも

第二 規則第三条各号に掲げる附属明細書のうち、次の各号に掲げるものを会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百三十五条第二項の規定により作成する計算書類の附属明細書とする。

- 一 電気事業営業費用明細表
- 二 固定資産期中増減明細表
- 三 固定資産期中増減明細表(無形固定資産再掲)
- 四 引当金明細表
- 五 その他重要事項明細表
- 第三 規則別表第一の勘定科目は、規則別表第二の財務諸表を作成するための勘定体系を示したものであるから、事業内部の会計整理において、これらの勘定科目をさらに細分した勘定科目を用い、又はこれらの勘定科目のほか、本支店間取引を整理するための勘定、偶発債務を整理するための勘定その他内部整理を便ならしめるための勘定科目を設けることを妨げない。
- 第四 金銭以外の資産を無償で取得した場合(工事費負担金、下流増負担金、補助金等として取得した場合を除く。)は、千円を備忘価額として計上するものとする。

のについては、第二条の規定は適用せず、前条の適用については、同条の規定にかかわらず、会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）によつて勘定科目を分類し、かつ、これらの命令によつて貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を作成することができる。

第二章 固定資産勘定

第一節 電気事業固定資産の取得

（電気事業固定資産勘定）

第四条 一般送配電事業、送電事業及び発電事業（以下「電気事業」という。）の用に引き続き供するために建設、購入その他の事由によつて取得した土地、建物、構築物、機械装置、リース資産その他の資産は、電気事業固定資産勘定をもつて整理しなければならない。

（建設仮勘定）

第五条 電気事業固定資産勘定に整理される資産（以下「電気事業固定資産」という。）の建設による取得に要した支出の額及び資産除去債務（会社計算規則第七十五条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）に対応する除去費用は、建設仮勘定をもつて整理し（建設が短期間で、かつ、建設に関する整理が簡単なときは、この限りでない。）、使用を開始した資産については、使用を開始したときに、次の各号により、その建設価額及び資産除去債務に対応する除去費用を電気事業固定資産勘定に振り替えなければならない。

一 建設工事が落成する前に使用を開始した資産については、遅滞なく概算額によつて振り替え、落成したときに速やか

第二章 固定資産勘定通則

第五 仮設備を本設備として使用し、他の建設工事に使用し、又は貯蔵品として庫入れした場合において、建設仮勘定から他の勘定に振り替えるときの振替価額は、仮設備勘定に計上された価額からあらかじめ適正に定めた基準により算定した減損額を控除した価額によるものとする。ただし、その減損額が少額である場合は、この限りでない。

第六 規則第五条第一項の「使用を開始したとき」は、電気事業法第四十九条第一項の規定による使用前検査を受けるべき事業用電気工作物については、原則としてその合格の日（電気事業法第五十条第一項の規定により仮合格となった場合は仮合格の日）とする。

に精算し、補正すること。ただし、落成したときに速やかに精算することができない場合は、落成後遅滞なく概算額をもつて補正し、精算が完了したときにさらに補正すること。

二 その他の資産については、速やかに精算し、精算額をもつて振り替えること。ただし、速やかに精算することができない場合は、遅滞なく概算額をもつて振り替え、精算が完了したときに補正すること。

2 前項第一号本文の場合において、当該建設仮勘定に係る建設費が少額であるときは、概算額による振替を行わないことができる。

第二節 電気事業固定資産の価額

(帳簿原価)

第六条 電気事業固定資産勘定の帳簿原価（資産の取得に際して電気事業固定資産勘定の借方に計上する価額をいう。第十四条及び第十五条において同じ。）は、取得原価によるものとする。

2 前項の取得原価は、当該資産を建設したときはその建設価額、購入したときはその購入価額とし、資産除去債務に対応する除去費用を加えた額とする。

3 前条第一項の概算額は、第一項の取得原価とみなす。

(建設価額又は購入価額)

第七条 前条第二項の建設価額又は購入価額は、当該資産の建設又は購入に直接又は間接に要した価額で、その建設又は購入のために有効かつ適正なものでなければならない。

(建設のための資金の利子)

第八条 電気事業固定資産の建設のために充当した資金の利子で当該資産の使用開始前に属するものは、その金額を当該資

第三章 電気事業固定資産の価額

第七

電気事業固定資産の建設のために充当した資金の利子を当該資産の建設価額に算入する場合、その金額は、次の算式によって

産の建設価額に算入することができる。

算定するものとする。

(建設費－諸前受金－未払金) ×

借入資金×借入資金利率

自己資金＋借入資金

建設費は、建設仮勘定の電気事業固定資産建設工事口に計上された金額（規則第八条の規定による建設中利子に相当する金額、規則第四十条の規定による建設分担関連費の金額、土地の金額、無形固定資産の金額及び建設の目的たる資産の使用を開始した後に行う残工事費の金額を除く。）の月積数（使用開始した日の属する月の前月までとする。以下同じ。）による。

諸前受金は、建設工事に係る工事費負担金として前受けしたものの月積数による。

借入資金利率は、月加重平均利率による。

自己資金及び借入資金は、建設の期間における自己資金及び借入資金の額によるものとする。ただし、それによりがたい場合は、適正な平均的期間における自己資金及び借入資金の額によること
ができる。

第八 規則第八条の場合において、電気事業固定資産の建設のために充当した資金の利子を建設価額に算入する場合は、対象となる建設費及び工事期間についてあらかじめ定めておくものとする。ただし、建設費については五十億円、工事期間については十二月を超えないものとする。

第九 建設中の電気事業固定資産の試運転によって発生した電気の販売に伴う収入に関連して要した金額は、当該資産の建設価額に算入しないものとする。ただし、その金額を区分することが困難であり、かつ、その金額が少額であると認められる場合は、この限りでない。

（建設に伴う収入）

第九条 電気事業固定資産の建設に伴う収入（建設中の電気事業固定資産の試運転によつて発生した電気の販売に伴う収入を除く。）で当該資産の落成前に属するものは、その金額を当該資産の建設費から控除し、当該収入に関連して要した金額は、当該資産の建設価額に算入しなければならない。

（工事費負担金）

第十条 電気事業法（以下「法」という。）第十八条第一項の認

第十 金銭以外の財産上の利益からなる工事費負担金は、その適正

可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）、法第二十条第一項の規定により届け出られた最終保障供給約款又は法第二十一条第一項の規定により届け出られた離島供給約款の定めるところによつて器具、機械その他の用品の工事費を負担するために電気使用者が提供した金銭、資材その他の財産上の利益（以下「工事費負担金」という。）を充当して電気事業固定資産を建設した場合は、当該工事費負担金に相当する金額は、工事費負担金勘定をもつて整理しなければならない。

2 前項の工事費負担金は、第十四条及び第十七条に定める場合を除くほか、他の勘定へ振り替えてはならない。

（減価償却）

第十一条 電気事業固定資産に対する減価償却の金額は、その計上のつど、個々の資産に適正に配付しなければならない。ただし、個々の資産に配付することが困難な場合において、その計上のつど、耐用年数の異なる資産の区分ごとに事業年度別減価償却率を会計帳簿に明確に記録したときは、この限りでない。

第三節 資本的支出と収益的支出との区分

（資本的支出と収益的支出）

第十二条 電気事業者は、電気事業固定資産の価額を適正に整理するため、資本的支出と収益的支出とを区別しなければならない。

な見積額をもつてその金額とするものである。

第十一 第十の適正な見積額は、資材については、貯蔵品中に種類及び品質を同じくするものがあるときはその平均払出単価、それのないときは適正な市場価額、役務については、直営工事又は請負工事の場合の賃金率等をそれぞれ基準として算定するものとする。

第十二 固定資産除却費又は財産偶発損に充当するために提供を受けた工事費負担金の金額は、当該勘定に戻すものとする。

第十三 電気事業固定資産の建設のために、国、地方公共団体又は当該資産によつて便益を受ける者が提供した金銭、資材その他の財産上の利益を充当して当該資産を建設した場合は、工事費負担金を充当して電気事業固定資産を建設した場合に準じて整理するものとする。

第十四 規則第十一条本文の規定する減価償却の金額の個々の資産への配賦は、耐用年数の異なる資産の区分ごとに、償却帳簿原価（帳簿原価からそれに対応する工事費負担金の金額を控除した価額をいう。以下同じ。）又は償却帳簿価額（償却帳簿原価からその減価償却累計額の金額を控除した価額をいう。以下同じ。）を基礎とする金額案分によることができる。

第十五 規則第十一条ただし書の「事業年度別減価償却率」とは、当該事業年度の開始のときからあつた資産に対して当該事業年度中に計上した減価償却の金額のその償却帳簿原価又は償却帳簿価額に対する率をいう。

第十六 事業年度の中途において除却し又は譲渡した固定資産の当該事業年度分の減価償却は、計上しないものとする。

第四章 資本的支出と収益的支出の区分

第十七 電気事業者は、資本的支出と収益的支出との区分を適正にするため、電気事業固定資産に附加（取替えのためにする場合を

らない。

(取替資産)

第十三条 取替資産（種類及び品質を同じくし、同一の目的のために多量に使用される電柱、電線その他の物品の多量からなる固定資産で、使用に堪えなくなったその部分が毎事業年度ほぼ同数量ずつ取り替えられるものをいう。）をこれと種類及び品質を同じくする新たな資産と取り替えた場合は、収益的支出として整理しななければならない。

2 電気事業固定資産のうち次の各号に掲げるものを、前項の規定による取替資産として整理することができる。

- 一 送電設備のうち木柱、がいし、電線、地線及び添加電話線
- 二 配電設備のうち木柱、電線、引込線、添加電話線、柱上変圧器、電力用蓄電器、保安開閉装置、計器及び貸付配線
- 三 業務設備のうち木柱及び電話線

含み、新設及び増設の場合を除く。以下この章において同じ。）し、又は当該資産から除却した場合に資本的支出として整理すべき一定単位の物品（以下「資産単位物品」という。）を別表を基準として定めておくものとする。

第十八 資産単位物品が既設の電気事業固定資産に附加された場合は、資本的支出として整理するものとする。ただし、規則第十三条第一項に該当する場合は、この限りでない。

第十九 資産単位物品以外の物品が既設の電気事業固定資産に附加された場合は、収益的支出として整理するものとする。ただし、当該附加によつて当該附加された資産の機能が著しく増進され、又は使用可能期間が著しく延長されるときは、収益的支出として整理しないことができる。

第二十 規則第十三条の規定及び第十九の場合において、取替のために除却された物品が貯蔵品勘定その他の勘定へ振り替えられたときは、その振替価額に相当する金額を収益的支出の戻しとして整理するものとする。当該物品の附加に関して、工事費負担金の提供を受けたときのそれに相当する金額についても、同様とする。

第二十一 第二十前段の場合において、貯蔵品勘定以外の勘定へ振り替えられたときの振替価額は、当該物品が電気事業営業費用勘定に計上されたものであるときは当該勘定に計上されたときの金額を限度とした適正な見積価額、その他のものであるときは当該物品の市場価額その他を基準とした適正な見積価額によるものとする。

第二十二 規則第十四条の規定、第十八及び第十九ただし書によつて取替えを行う場合においては、除却に要した工事費は固定資産除却費勘定に、附加に要した工事費は当該資産勘定にそれぞれ整理するものとする。ただし、両者を区分することが困難な場合は、主たる工事の勘定に一括して整理することができる。

第二十三 取替資産として整理するものの減価償却は、取替法（当該固定資産の償却帳簿原価の百分の五十に達するまでは定額法又は定率法によつて算出した金額を各事業年度の減価償却費に計上するとともに、当該固定資産が使用に堪えなくなったためそれに

代えて種類及び品質を同じくする資産と取り替えた場合において、その取り替えた資産の附加のために要した金額をその取り替えた事業年度の修繕費勘定に計上する方法をいう。) によって行うものとする。

第二十四 取替え又は附加に関して提供を受けた工事費負担金の金額が第十八又は第十九ただし書の規定による資本的支出として整理した額に対応するものか、規則第十三条の規定及び第十九本文による収益的支出として整理した額に対応するものが明らかでない場合は、資本的支出として整理した額と収益的支出として整理した額の比率により区分して、それぞれ工事費負担金勘定及び収益的支出の戻しに整理するものとする。

第二十五 第二十四の規定は、電気事業固定資産の建設のために、国、地方公共団体又は当該資産によって便益を受ける者が提供した金銭、資材その他の財産上の利益について準用する。

第二十六 規則第十三条第一項の規定及び第十九本文の場合において、当該取替え又は附加に関して補償金、損害賠償金又はこれらに準ずるものの提供を受けたときは、第二十後段の規定に準じて整理するものとする。

第二十七 取替え又は附加に関して提供を受けた補償金、損害賠償金又はこれらに準ずるものの金額が第十八又は第十九ただし書の規定による資本的支出として整理した額に対応するものか規則第十三条第一項の規定又は第十九本文の規定による収益的支出として整理した額に対応するものが明らかでない場合は、資本的支出として整理した額と収益的支出として整理した額の比率により区分して、それぞれ電気事業雑収益勘定及び収益的支出の戻しに整理するものとする。

第五章 電気事業固定資産の除却

第四節 電気事業固定資産の除却

(除却の場合における帳簿原価等の減額)

第十四条 電気事業固定資産を除却した場合は、当該除却物品

第二十八 減価償却を規則第十一条ただし書の規定によって行った

に関する帳簿原価並びに工事費負担金及び減価償却累計額の金額をそれぞれの当該勘定から減額しなければならない。

(除却の場合における帳簿原価の算定)

第十五条 前条の規定によつて減額すべき帳簿原価は、物品帳簿原価(物品の取得に直接に要した価額から当該物品の取得に直接に要した工費の価額を控除した価額の帳簿原価をいう。以下同じ。)及び工費帳簿原価(物品の取得に直接に要した工費の価額及び間接に要した価額の帳簿原価をいう。以下同じ。)の合計とする。

(除却の場合における減価償却累計額の算定)

第十六条 第十四条の規定によつて減額すべき減価償却累計額の金額は、減価償却を第十一条本文の規定によつて行つた場合はその規定によつて配付された金額とし、同条ただし書の規定によつて行つた場合は当該物品が当該勘定に計上された事業年度から当該物品が除却された事業年度の直前の事業年度までの毎事業年度における事業年度別減価償却率に基づいて配付された金額とする。

(除却の場合における帳簿原価等の減額の特則)

第十七条 第十四条の規定にかかわらず、同条に規定する物品の物品帳簿原価が少額であるときは、物品帳簿原価のみを減額し、工費帳簿原価並びに工事費負担金及び減価償却累計額の金額は、当該物品に関連する物品の物品帳簿原価を減額するときに一括して減額することができる。ただし、減価償却を第十一条ただし書の規定によつて行つた場合の減価償却累計額の金額については、この限りでない。

場合における当該除却物品に関する減価償却累計額の金額は、当該物品に関する償却帳簿原価に規則第十六条の規定による事業年度別減価償却率の累計率を乗じた金額とするものとする。

第二十九 減価償却を規則第十一条ただし書の規定によつて行つた場合において、当該除却物品がその取得した事業年度中途に当該勘定に計上されたものであるときは、当該事業年度の減価償却率は、月割計算によつて算定するものとする。

第三十 配電設備勘定から除却された物品に関する減価償却累計額の金額は、物品帳簿原価又は工費帳簿原価ごとに次の算式によつて算定することができる。

当該事業年度の直前事業年度末における当該物品の属する耐用年数の異なる資産の区分ごとの減価償却累計額

当該帳簿原価×

当該事業年度の直前事業年度末における当該物品の属する耐用年数の異なる資産の区分ごとの帳簿原価の合計額

(除却物品に関する整理手続)

第十八条 第十四条及び前条の規定によつて減額した場合における当該除却物品に関する整理手続は、次の各号によつて行わなければならない。

一 物品帳簿原価からその工事費負担金の金額及び減価償却累計額を控除した価額と当該物品が貯蔵品勘定その他の勘定へ振り替えられた場合における振替価額との差額を算出すること。

二 工費帳簿原価からその工事費負担金の金額及び減価償却累計額を控除した金額を算出すること。

三 前二号の合計額を固定資産除却費勘定へ振り替えること。ただし、当該除却が天災その他の不測の事由によつて発生した電気事業固定資産の損害の整理を目的として行われた場合は、事業外費用勘定又は特別損失勘定へ振り替えること。

(除却物品の振替価額)

第十九条 前条第一号の場合において、貯蔵品勘定以外の勘定へ振り替えられたときの振替価額は、当該物品の物品帳簿原価からその工事費負担金の金額及び減価償却累計額の金額の合計を控除した価額を限度とした適正な見積価額によらなければならない。

(除却仮勘定)

第二十条 第十四条の場合において、除却が工事を伴うとき

第三十一 配電設備勘定から除却された物品に関する工事費負担金の金額は、第三十の規定に準じて算定することができる。

第三十二 規則第十七条ただし書の規定は、当該除却物品に関連する物品の物品帳簿原価を減額するときに当該除却物品の物品帳簿原価に対応する減価償却累計額の金額を一括して減額することを合理的な方法によつて実行することが確保されている場合には、適用しないことができる。

第三十三 規則第十八条第一号及び第二号の規定による算出に関する整理は、配電設備勘定から除却された物品については、支店ごとに、かつ、事業年度ごと一括して行うことができる。

第三十四 規則第十八条の場合において、除却に関して損害保険金又は損害賠償金を受け入れたときは、その金額を当該固定資産除却費勘定、当該事業外費用勘定又は当該特別損失勘定に戻すものとし、その金額が当該固定資産除却費勘定、当該事業外費用勘定又は当該特別損失勘定に計上された金額より多いときは、その差額を電気事業雑収益勘定、事業外収益勘定又は特別利益勘定に計上するものとする。ただし、除却した資産の代替資産を取得した場合においては、その差額について、工事費負担金を充当して電気事業固定資産を建設した場合に準じて整理することができる。

第三十五 電気事業固定資産の除却に関して補償金又はこれに準ずるものを受け入れたときは、第三十四本文に準じて整理するものとする。

第三十六 規則第十九条の振替価額には、当該物品の流用のために直接に要した運搬費等の金額を加算することができる。

第三十七 規則第二十条の場合において、当該除却物品が営業単位

は、第十八条の規定による整理は、除却仮勘定をもつて行なわなければならない。ただし、工事が短期間で、かつ、除却に関する整理が簡単なときは、この限りでない。

第五節 雑則

(共用固定資産)

第二十一条 電気事業固定資産で水力発電、汽力発電、原子力発電、内燃力発電、新エネルギー等発電、送電、変電、配電及び業務のうちいずれか二以上の用途に共用されるものは、主たる用途の勘定に整理するものとする。

2 電気事業と附帯事業（電気事業者が営む電気事業以外の事業をいう。以下同じ。）とに共用される固定資産は、主たる用途の事業の勘定に整理するものとする。

(関連建設費)

第二十二条 二以上の固定資産の建設に関連して要した金額（以下「関連建設費」という。）は、適正な基準によつてそれぞれに配付しなければならない。ただし、関連建設費が少額であり、かつ、特定の固定資産の建設に主として関連する場合は、その全額を当該特定の固定資産に配付することができる。

設備に満たないものであつて、かつ、その帳簿原価が少額であるときは、除却仮勘定をもつて整理せず、建設仮勘定に「除却工事口」を設けて整理することができる。

第六章 固定資産勘定雑則

第三十八 規則第二十一条第二項の共用固定資産（電気事業と附帯事業とに共用される防液堤、緑化施設、電柱、車両等を含む。以下同じ。）については、それを整理した勘定の会計帳簿に、共用関係（設備の占有比、従業員数比、作業時間数比とする等固定資産の使用形態に応じた合理的な配賦基準により求めたものをいう。）を明記しておくものとする。

第三十九 規則第二十二条の適正な基準は、関連建設費の内容によつて、運搬物品の重量、運搬距離等（運搬費が関連する場合）従事した人員数、時間数等（労働関係費が関連する場合）その他個別的に定めるものとし、他に適当な基準を見出し難い場合は、一定期間における関連建設費に係る当該建設費の計上額を基準とすることができる。

第四十 構築物勘定又は機械装置勘定には、当該構築物又は機械装置の予備品として附属する物品を含めて計上するものとする。

第四十一 第四十の「予備品」とは、当該構築物又は機械装置の円滑な運転を図るために常備すべき最低限度のものであつて、他に流用することが困難なものをいう。

第四十二 水利権の価額には、当該水利権の出願手続きに要する諸係費のほか、別表（水利権一覧表）を基準として当該水利使用に關連して行う関係河川利用者に対する補償に要する費用及び流水の貯留に伴い水没する地域に係る補償に要する費用の補償の金額

(電気事業固定資産以外の固定資産への準用)

第二十三条 第四条から第七条まで、第九条及び第十一条の規定は、附帯事業固定資産勘定及び事業外固定資産勘定の整理に準用する。

(核燃料勘定)

第二十四条 発電に使用するため取得した核燃料(使用済及び再処理中のものを含む。以下同じ。)は、核燃料勘定をもつて整理しなければならない。

を計上するものとする。

第四十三 通信関係の設備が相当大きな価額に達した場合は、科目「通信設備」を「配電設備」の次に設け、それに通信関係の設備を整理することができる。その場合においては、費用勘定においても、科目「通信費」を「貸付設備費」の次に設け、それに「通信設備」に係る費用を整理するものとする。

第四十四 電気事業固定資産勘定の内部において、又は電気事業固定資産勘定と附帯事業固定資産勘定若しくは事業外固定資産勘定との間において、固定資産が移管される場合は、当該資産に属する金額をそれぞれ該当勘定へ振り替えるものとする。

第四十五 稼働設備の勘定から貸付設備勘定への振替は、当該貸付けに関して経済産業大臣への届出を要するときはその届出した日、当該貸付けに関して経済産業大臣への届出を要しないときは、当該貸付けに関する契約の効力の発生した日をもってそれぞれ行うものとする。

第四十六 電気事業固定資産勘定から附帯事業固定資産勘定又は事業外固定資産勘定への振替は、当該事実の確定した日をもって行うものとする。

第四十七 建設中の電気事業固定資産に関する下流増負担金のうち、建設仮勘定の項と対応するかどうか明らかでないものについては、下流増負担金(貸方)として一括して整理することができる。

第四十八 電気事業固定資産の建設工事を実施しないことが確定したことによって電気事業固定資産の建設準備口勘定を精算する場合において、当該電気事業固定資産建設準備勘定に係る建設準備のための調査等のうち他の勘定に寄与したと認められるものの金額は、当該他の勘定に振り替えることができる。

第四十九 規則第二十四条の「核燃料」は、ウラン精鉱、天然六弗化ウラン、濃縮六弗化ウラン、濃縮二酸化ウラン、成型加工中核燃料、完成核燃料、装荷核燃料、一部照射済核燃料、使用済燃

(核燃料勘定の整理)

- 第二十五条 核燃料勘定に整理される核燃料（以下「核燃料」という。）の帳簿原価（核燃料の取得に際して核燃料勘定に計上する価額をいう。）は、取得原価によるものとする。
- 2 前項の取得原価は、当該核燃料を購入したときはその購入価額、加工したときはその加工価額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、使用済及び再処理中の核燃料の取得原価は、実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。以下同じ。）から取り出された使用済燃料価額に、分離有用物質の取得価額を加算したものとす。

(購入価額及び加工価額)

- 第二十六条 核燃料の購入価額は、当該核燃料の購入代価に、最初に対象発電事業者（実用発電用原子炉の設置者である発電事業者をいう。以下同じ。）の貯蔵場所に受け入れるまでに直接に要した金額を加算したものとす。
- 2 核燃料の加工価額は、当該核燃料の加工に直接要した原価又はそれに適正な間接費配付額を加算したものとす。
- 3 前二項の場合において、同項に定めるもののほか、当該核燃料の価額を増加するために直接に要したと認められる金額は、購入価額又は加工価額に加算しなければならない。ただし、その金額が少額である場合は、この限りでない。

(仮受入整理)

- 第二十七条 核燃料を購入して核燃料勘定に整理する場合において、当該核燃料の購入価額が確定していないときは、適正な見積価額によつて仮受入整理をしなければならない。

料、再処理中核燃料及び再処理によつて回収された減損ウラン及びプルトニウムをいうものとする。

第五十 規則第二十五条第一項に規定する「取得原価」には、ウラン濃縮施設の廃止措置の実施又は当該施設の運転に伴つて生じた廃棄物の処理及び処分に関する費用であつて、核燃料を購入し、又は当該核燃料の加工を受けた後に締結した費用負担に関する契約によつて支払うものは含めないものとする。

第五十一 規則第二十五条第三項の「実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。以下同じ。）から取り出された使用済燃料価額」は、千円を備忘価額として計上するものとする。「分離有用物質の取得価額」とは、第八十一に規定する分離有用物質の価額に相当する金額を計上するものとし、使用済燃料を再処理するための貯蔵場所に受け入れるまでに要した金額を含まないものとする。

第五十二 規則第二十六条第一項の「最初に対象発電事業者（実用発電用原子炉の設置者である発電事業者をいう。以下同じ。）の貯蔵場所に受け入れるまでに直接に要した金額」とは、購入した核燃料に対する関税その他の税金、保険料、検査費、試験費、積込費、荷卸費、運搬費その他購入のために直接に要した金額をいう。

第五十三 規則第二十六条第二項の「加工に直接要した原価」とは、核燃料を自ら又は他に委託して加工した場合において、加工されるウラン精鉱又は半製品核燃料等の取得原価に当該加工工程口の加工費等を加算した金額をいう。

第五十四 核燃料を自ら又は他に委託して加工する場合において貯蔵場所、加工場所間又は加工場所相互間の転送に要した運賃その他の諸掛等で直接要した金額は、受入価額に加算するものとする。

第五十五 規則第二十七条の規定は、核燃料を加工する場合に準用する。

第五十六 仮受入整理されている装荷核燃料の購入価額又は加工価

- 2 前項の規定によつて仮受入整理をした場合において、購入価額が確定したときは、遅滞なく、確定した購入価額によつて前項の規定による見積価額を補正しなければならない。
- 3 第一項の規定によつて仮受入整理をした場合における見積価額は、第二十五条第一項の取得原価とみなす。

(核燃料の減損の原則)

第二十八条 核燃料が燃焼により減損したときは、当該核燃料の燃焼度合に応じて適正に減損価額を算定し、その金額を当該核燃料勘定から減額しなければならない。

額が確定した場合において確定した価額と仮受入整理した価額との間に差額があるときは、その差額は次の各号によつて整理するものとする。ただし、当該差額が少額な場合には、確定したときにおいて装荷核燃料の価額を調整することができる。

- 一 当該装荷核燃料が当該事業年度の前年度以前に減損している場合には、その減損分に対応する額を過年度損益修正項目に計上し、当該事業年度に減損している場合には、その減損分に対応する額を燃料費に計上するものとする。ただし、前年度以前の減損分に対応する額が少額な場合には、その額を燃料費に計上することができる。
- 二 当該装荷核燃料のうち減損していない部分があるときは、その分に対応する額を装荷核燃料の価額に加算（又は減額）するものとする。

第五十七 装荷核燃料の減損価額の計算については、炉心別又は装荷単位別に次の算式によつて算定するものとする。

$$\frac{\text{装荷核燃料の取得原価} \times \text{当該核燃料の設計燃焼度}}{\text{当該核燃料の設計燃焼度}}$$

第五十八 核燃料の保管中、輸送中又は取扱中に生じた破損、過不足の事故は、次の各号によつて整理するものとする。

- 一 破損が生じたときは、適正な価額まで帳簿原価の更訂を行い、その差額を電気事業営業費用勘定の諸費に計上すること。
- 二 過不足の生じたときは、その差異の原因を追究して遅滞なく補正するものとする。ただし、原因の不明な差異については、当該差異に係る金額を電気事業営業費用勘定の諸費又は電気事業雑収益に整理することをもって足りる。
- 三 保管中、輸送中又は取扱中の核燃料について修理を行ったために要した金額は、当該核燃料について既に評価損が計上されているときは、当該核燃料の帳簿価額に加算し、それ以外のと

第三章 貯蔵品勘定

(貯蔵品勘定)

第二十九条 購入し、若しくは製作した物品又は貯蔵品勘定以外の勘定に計上されていた物品で庫入れたもの（以下「庫入物品」という。）は、貯蔵品勘定をもつて整理しなければならない。ただし、固定資産勘定に整理されるもの及び購入又は製作後直ちに使用されるものについては、この限りでない。

(貯蔵品勘定の整理)

第三十条 貯蔵品勘定は、継続記録法（物品の受払いのつどその数量及び価額を記録する方法をいう。）によつて整理しなければならない。

(庫入価額)

第三十一条 庫入物品の庫入価額は、次の各号によらなければならない。

- 一 固定資産勘定（建設仮勘定を除く。）に計上されていた物品については、物品帳簿原価からその工事費負担金の金額及び減価償却累計額の金額の合計を控除した価額を限度とした適正な見積価額
- 二 建設仮勘定、電気事業営業費用勘定、附帯事業営業費用勘定又は事業外費用勘定に計上されていた物品について

きは電気事業営業費用勘定の修繕費に計上すること。

第七章 貯蔵品勘定通則

第五十九

貯蔵品の購入に関して行われた値増し、値引き又は割り戻しの金額は、次の各号によつて整理するものとする。

- 一 値増し、値引き又は割り戻しの金額は、購入価額に加算し又は購入価額から控除するものとする。ただし、当該貯蔵品が判明しないときは、一般管理費勘定の諸費又は電気事業雑収益勘定に計上することができる。
- 二 値増し、値引き又は割り戻しが当該貯蔵品の払出し後に判明した場合は、払出先の勘定金額を補正するものとする。ただし、それが困難な場合において、当該貯蔵品と種類及び品質を同じくするものが貯蔵品勘定に計上されているときは、その帳簿価額に加算し又はその帳簿価額から控除し、それにより難いときは、前号のただし書の規定を準用する。

第六十

貯蔵品の購入価額に算入される運賃その他の諸掛の金額で未払いのものは、買掛金勘定に計上するものとする。ただし、当該金額と未払金勘定又は未払費用勘定に計上される金額とを区別することが困難な場合は、それを未払金勘定又は未払費用勘定に計上することができる。

第六十一

修理を加えれば再使用が可能となる見込みのある物品が庫入れされた場合は、修理を加えなくても再使用可能な物品としての見積価額で庫入れし、修理をしたときに、それに要した金額を旧取付場所に係る修繕費勘定に計上することができる。その場合において、旧取付場所が不明なときは、一般管理費勘定の修繕費に計上することができる。

第六十二

規則第三十一条第二号の庫入物品の庫入価額に相当する金額は、当該物品が計上されていた勘定に戻すものとする。その

は、当該勘定に計上されていたときの金額を限度とした適正な見積価額

三 前二号に該当しない物品又は前二号によることが困難な物品については、当該物品の市場価額その他を基準とした適正な見積価額

(仮受入整理)

第三十二条 物品を購入して貯蔵品勘定に整理する場合において、当該物品の購入価額が確定していないときは、適正な見積価額によつて仮受入整理をしなければならない。

(貯蔵品の払出しの原則)

第三十三条 貯蔵品を払い出したときは、その払出価額を算定し、その金額を当該貯蔵品勘定から減額しなければならない。

2 前項の払出価額は、帳簿に計上されている価額に基づき、先入先出法、期総平均法、月総平均法、移動平均法又は個別法によつて算出した払出単価によつて算定しなければならない。

場合において、戻すべき勘定が明らかでないときは、電気事業雑収益勘定その他適当な勘定に計上するものとする。

第六十三 建設工事又は修繕工事の材料を庫入れするために要した金額及び貯蔵品を当該建設工事又は当該修繕工事のためにその現場まで運搬するために要した金額は、当該建設工事に係る建設価額に算入し、又は当該修繕工事に係る修繕費勘定に計上するものとする。

第六十四 規則第三十一条第三号の場合において、当該庫入物品と種類及び品質を同じくする物品が貯蔵品勘定に計上されているときは、当該貯蔵品の当該庫入時における平均払出単価を基礎として庫入価額を算定するものとする。

第六十五 規則第三十二条の適正な見積価額は、受入時における市場価額、代金支払時における市場価額の見込み等を勘案して見積られた価額とする。

第六十六 仮受入整理された物品の購入価額が確定した場合は、確定した価額と仮受入整理した価額との差額は、確定したとき以後における払出価額によつて調整することができる。

第六十七 規則第三十二条の規定により仮受入整理した価額について市場価額の動向等客観的事情の変化により修正した場合における修正した価額と修正前の価額の整理については、第六十六の規定を準用する。

第六十八 石炭、燃料油、ガス及び歴青質混合物の払出価額の計算は、発電所別に月総平均法により、かつ、湿炭基礎、乾炭基礎、容量基礎（燃料油及びガスの場合に限る。）、重量基礎（ガス及び歴青質混合物の場合に限る。）又は発熱量基礎のうちいずれか一の方法によつて行うものとし、バイオマス燃料及び廃棄物燃料については、石炭の方法に準ずるものとする。ただし、バイオマス燃料及び廃棄物燃料の払出価額の計算は、これによることが困難な場合は、一の発電所において、種類を同じくする貯蔵品ごとにそれぞれ石炭、燃料油、ガス及び歴青質混合物の方法に準じた方

により、払出価額の計算を行うことができる。

第八章 予定受払単価法

(予定受払単価法)

第三十四条 受払いのひん度が高く、かつ、種類、品質及び規格を同じくする一般貯蔵品については、事業年度ごとにあらかじめ適正に設定した受払単価をもって整理することができる。

第六十九 規則第三十四条に規定する方法によって受払単価を算定した場合において、実際受入価額又は原価法による払出価額との間に差額が生じたときは、その差額は、当該事業年度末に、当該貯蔵品の払出価額又は事業年度末在庫価額に適正に配賦しなければならぬ。ただし、予定受払単価を算定する場合は、前事業年度から繰り越された原価差額があるときは、その前事業年度からの繰越額に当該事業年度中の発生額の見込みを勘案し、当該事業年度末においてそれが零となることを目途として行うものとする。

第七十 原価差額の整理は、種類及び品質を同じくする貯蔵品ごとに（これによることが困難な場合は、回転率及び用途の類似した貯蔵品ごと一括する等の合理的な方法により）行うものとする。

第七十一 事業年度中に予定受払単価を更改した場合は、その都度、当該更改の日の前日現在において原価差額の配賦を行うものとする。

七十二 原価差額を固定資産勘定に配賦する場合において、配電設備に関する勘定以外の勘定に対する当該貯蔵品の払出価額が少額であるときは、その全額を配電設備に関する勘定に配賦することができる。

七十三 原価差額を費用勘定に配賦する場合において、配電費勘定の修繕費以外の勘定に対する当該貯蔵品の払出価額が少額であるときは、その全額を配電費勘定の修繕費に配賦することができる。

七十四 第六十九の規定によって貯蔵品の事業年度末在庫価額に配賦された原価差額は、予定受入単価による受入価額の評価勘定として貯蔵品勘定の内部で区分整理するものとする。

第九章 貯蔵品勘定雑則

第七十五 電気事業の用に供される貯蔵品の保管中、輸送中又は取扱中に生じた過不足、破損、品質低下、陳腐化等の事故は、次の各号によつて整理するものとする。

- 一 過不足の生じたときは、棚卸しの場合に準ずること。
- 二 評価下げの必要が生じたときは、適正な価額まで帳簿原価の更訂を行い、その差額を電気事業営業費用勘定の諸費に計上すること。

三 輸送中又は取扱中に破損が生じたときは、その損失金額を電気事業営業費用勘定の諸費に計上すること。

四 保管中、輸送中又は取扱中の貯蔵品について修理を行ったために要した金額は、当該貯蔵品について既に評価損が計上されているときは当該貯蔵品の帳簿価額に加算し、それ以外の上きは電気事業営業費用勘定の修繕費に計上すること。

第七十六 貯蔵品は、毎事業年度一回以上定期的に実地棚卸しを行うものとし、実地棚卸しの結果、実地棚卸高と帳簿棚卸高との間に差異を生じた場合は、その原因を追究して遅滞なく補正するものとする。ただし、原因の不明な差異については、当該差異に係る金額を適当な費用勘定又は収益勘定に整理する。

第七十七 第七十六ただし書の規定による整理に適用する単価は、当該整理を行うときにおける平均払出単価によるものとする。ただし、石炭、燃料油、ガス及び歴青質混合物、バイオマス燃料及び廃棄物燃料については、実地棚卸実施月の前月末における貯蔵場別の平均払出単価による。

第七十八 石炭、バイオマス燃料及び廃棄物燃料の棚卸しにおいて、貯蔵場別の実地棚卸高と帳簿棚卸高との差異のうち、当該実地棚卸高の百分の二又は前回の実地棚卸日から当該実地棚卸日までの期間における当該貯蔵場の受払いの合計の数量の千分の一のいずれか大きいものを超えないものについては、第七十六の規定による補正（同ただし書の規定による整理を含む。）をしないことが

第四章 使用済燃料再処理等引当金勘定

(積立て)

第三十五条 対象発電事業者は、毎事業年度において、実用発電用原子炉の運転に伴つて生ずる使用済燃料の再処理等（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下「再処理等積立金法」という。）第二条第四項に規定する再処理等であつて、具体的な計画を有するものに限る。次条において同じ。）の実施に要する費用に充てるため、当該事業年度に積み立てるべき金額を算定し、その金額を使用済燃料再処理等引当金として積み立てなければならない。

(取崩し)

第三十六条 対象発電事業者は、毎事業年度において、前条の規定により積み立てられた使用済燃料再処理等引当金の前事業年度末の残高から再処理等の実施に要する費用に充てた金額を取り崩さなければならない。

できる。

第七十九 貯蔵品の実地棚卸しの結果、破損、品質低下、陳腐化等による評価下げの必要を認められた場合は、第七十五第二号に準じて整理するものとする。

第八十 貯蔵品の棚卸差損益の金額は、石炭、燃料油、ガス、歴青質混合物、バイオマス燃料、廃棄物燃料、一般貯蔵品、特殊品又は商品の別に、全店一本でそれぞれの純額を算出して、財務諸表に計上するものとする。

第十章 使用済燃料再処理等引当金勘定

第八十一 規則第三十五条に規定する「使用済燃料再処理等引当金」のうち、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下「再処理等積立金法」という。）第四条に規定する再処理事業者等（以下「再処理事業者等」という。）が再処理を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、当該事業年度に積み立てるべき金額は、次の算式によつて算定するものとする。

$$A = \{ (C_1 - V_1 - X) \times (M - J) \div M + D \} \times (K \div L) + E$$
$$D = (C_1 - V_1 - X) \times J \div M + X - T$$

この式において、A、C₁、V₁、X、M、J、D、K、L、E及びTは、対象発電事業者ごとに、それぞれ次の値を表すものとする。この場合において、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第八十二号）第六条に規定する算定基準の値を基礎とするものとする。

A 当該事業年度に積み立てるべき使用済燃料再処理等引当

金の金額(単位 千円)

C¹ 実用発電用原子炉の運転に伴い生ずる使用済燃料の再処理等に要する費用の合理的な見積りが可能な金額の総額の現価相当額(単位 千円)

V¹ 実用発電用原子炉の運転に伴い生ずる使用済燃料の再処理に伴い回収される分離有用物質の価額の合理的な見積りが可能な金額の合計額の現価相当額(単位 千円)

X 実用発電用原子炉の運転の日から平成十六年度末までの間の運転に伴い生じた使用済燃料の再処理等に要する費用の合理的な見積りが可能な金額(海外で再処理されるものに係るものに限る。)の総額の現価相当額(単位 千円)

M 実用発電用原子炉の運転に伴い生ずる使用済燃料の量のうち再処理事業者等が再処理を行う具体的な計画を有するものの量の現価相当額(単位 キログラム)

J 当該事業年度の前事業年度末までの実用発電用原子炉の運転に伴い生じた使用済燃料の量のうち再処理事業者等が再処理を行う具体的な計画を有するものの量の現価相当額(単位 キログラム)

D 当該事業年度の前事業年度末時点の見積差異の金額(単位 千円)

K 当該事業年度の実用発電用原子炉の運転に伴い生ずる使用済燃料の量のうち再処理事業者等が再処理を行う具体的な計画を有するものの量(単位 キログラム)

L 当該事業年度以降の実用発電用原子炉の運転に伴い生ずる使用済燃料の量のうち再処理事業者等が再処理を行う具体的な計画を有するものの量の現価相当額(単位 キログラム)

E 当該事業年度の前事業年度末までに電気事業会計規則の一部を改正する省令(平成十七年経済産業省令第九十二号。以下「平成十七年改正省令」という。)附則第二条の規定及び第八十一の規定により積み立てられた使用済燃料再処理等引当金の残高の金額に適正な割引率を乗じた金額

(単位 千円)

T 当該事業年度の前事業年度までに平成十七年改正省令附則第二条の規定及び第八十一の規定により積み立てられた使用済燃料再処理等引当金の総額(平成十七年度から平成三十一年度までの各事業年度にあつては、第八十一の規定により当該事業年度の前事業年度までに積み立てられた使用済燃料再処理等引当金の総額に平成十七年改正省令附則第二条の規定により積み立てるべき金額を加算した金額)の現価相当額(単位 千円)

C¹、V¹、X、M、J、L及びTの現価の計算には、適正な割引率を用いるものとする。

第八十二 平成十七年改正省令附則第二条に規定する「平成十七年度から平成三十一年度までの各事業年度に積み立てるべき金額」は、次の算式によつて算定するものとする。

$$S = (C_2 - V_2 + R) \div 15$$

この式において、S、C²、V²及びRは、対象発電事業者ごとに、それぞれ次の値を表すものとする。

S 平成十七年度から平成三十一年度までの各事業年度に積み立てるべき金額(単位 千円)

C² 実用発電用原子炉の運転の開始の日から平成十六年度末までの間の運転に伴つて生じた使用済燃料の再処理等に要する費用の合理的な見積りが可能な金額の総額の現価相当額(単位 千円)

V² 実用発電用原子炉の運転の開始の日から平成十六年度末までの間の運転に伴つて生じた使用済燃料の再処理に伴い回収される分離有用物質の価額の合理的な見積りが可能な金額の合計額の現価相当額(単位 千円)

R 平成十七年度から平成三十一年度までの各事業年度において分割して行われる積立てに係る利息に相当する金額の

第五章 使用済燃料再処理等準備引当金勘定

(積立て)

第三十七条 対象発電事業者は、毎事業年度において、実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等(再

合計額として、使用済燃料再処理引当金に関する省令を廃止する省令(平成十七年経済産業省令第八十三号。以下「廃止省令」という。)附則第二条の規定により各事業年度において取り崩すこととなる使用済燃料再処理引当金の金額及び適正な割引率を基礎として算定する金額(単位千円)

C₂及びV₂の現価の計算には、適正な割引率を用いるものとする。

C₂の算定において、C₂にはC₂から廃止省令附則第二条の規定により各事業年度において取り崩すこととなる使用済燃料再処理引当金の金額の総額を控除した金額及び平成十七年度から平成三十一年度までの各事業年度に均等に分割して行われる積立てに係る割引率を基礎として算出される金額を含むものとする。

上記までの規定にかかわらず、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律(平成十九年法律第八十四号)の施行後に再処理等積立金法附則第三条第五項において準用する再処理等積立金法第三条第五項の変更の通知があった場合は、当該年度に積み立てるべき積立金の額として通知された金額に相当する金額を規則第三十五条の使用済燃料再処理等引当金として積み立てなければならない。ただし、再処理等積立金法附則第三条第三項ただし書の規定により経済産業大臣の承認を受けたときは、承認を受けたところに従い、各事業年度に分割して積立てを行うこととなった金額に相当する金額を平成十七年度から平成三十一年度までの各事業年度に規則第三十五条の使用済燃料再処理等引当金として積み立てなければならない。

第十一章 使用済燃料再処理等準備引当金勘定

第八十三 規則第三十七条に規定する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、当該事業年度に積み立てるべき金額

処理等積立金法第二条第四項に規定する再処理等であつて、第三十五条に規定する再処理等以外のものをいう。)の実施に要する費用に充てるため、当該事業年度に積み立てるべき金額を算定し、その金額を使用済燃料再処理等準備引当金として積み立てなければならない。

(取崩し)

第三十八条 対象発電事業者は、前条の規定により積み立てられた使用済燃料再処理等準備引当金について、特別の理由がある場合を除き、当該使用済燃料再処理等準備引当金を取り崩してはならない。

は、次の算式によって算定するものとする。

$$A = P \times L_1 + E$$

この式において、A、P、L₁及びEは、対象発電事業者ごとに、それぞれ次の値を表すものとする。

A 当該事業年度に積み立てるべき使用済燃料再処理等準備引当金の金額(単位 千円)

P 引当単価(対象発電事業者が適正な見積額と適正な見積量を基礎として現価の算定をした再処理等に要する費用の使用済燃料一単位当たりの金額(単位 千円/キログラム))

L₁ 当該事業年度の実用発電用原子炉の運転に伴い生ずる使用済燃料の量のうち再処理事業者等が再処理を行う具体的な計画を有する使用済燃料の量を控除した量(単位 キログラム)

E 当該事業年度の前事業年度末までに電気事業会計規則の一部を改正する省令(平成十九年経済産業省令第十五号。以下「平成十九年改正省令」という。)附則第二条の規定及び第八十三の規定により積み立てられた使用済燃料再処理等準備引当金の残高の金額に適正な割引率を乗じた金額(単位 千円)

Pの現価の計算には、適正な割引率を用いるものとする。

第八十四 平成十九年改正省令附則第二条に規定する「当該使用済燃料の再処理等(新規則第三十七条に規定する再処理等をいう。以下同じ。)の実施に要する費用に係る金額」は、次の算式によって算定するものとする。

$$S = P \times L_2$$

この式において、S、P及びL₂は、対象発電事業者ごとに、それぞれ次の値を表すものとする。

第六章 費用勘定

(給料手当等の計上)

第三十九条 給料手当、厚生費、雑給、消耗品費及び諸費の金額は、あらかじめ適正に定めた基準によつて、職務に対応して、電気事業営業費用勘定、附帯事業営業費用勘定、事業外費用勘定及び固定資産勘定に計上しなければならない。

S 平成十九年改正省令附則第二条に規定する当該使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に係る金額(単位 千円)

P 引当単価(対象発電事業者が適正な見積価額と適正な見積量を基礎として現価の算定をした再処理等に要する費用の使用済燃料一単位当たりの金額(単位 千円/キログラム))

L² 平成十七年度の実用発電用原子炉の運転に伴つて生じた使用済燃料の量のうち再処理事業者等が再処理を行う具体的な計画を有する使用済燃料の量を控除した量(単位 キログラム)

Pの現価の計算には、適正な割引率を用いるものとする。

第十一章 費用勘定

第八十五条 電気事業営業費用勘定の内部においては、給料手当等の金額の各勘定間の振替は、原則として行わないものとする。

第八十六条 規則第三十九条のあらかじめ適正に定めた基準は、次の各号によるものとする。

一 職制に対応して給料手当等の金額を電気事業営業費用勘定、附帯事業営業費用勘定、事業外費用勘定及び固定資産勘定に計上する基準(以下「職制別計上科目基準」という。)を定めること。

二 従業員が職制別計上科目基準で定められた計上勘定科目に対応する職務(以下「固有職務」という。)以外の職務に従事した場合、その従業員に関する給料手当等の金額を当該従業員の固有職務に対応する勘定からその従事した職務に対応する勘定へ振り替える基準を定めること。

第八十七 第八十六第二号の振り替える基準とは、例えば、電気事業営業費用勘定を計上科目とする従業員が電気事業固定資産の建

(建設と営業とに関連する金額の配付)
第四十条 第二十二条に規定する場合を除くほか、電気事業の

設工事に従事した場合においては、次の各号によって当該従業員の給料手当の金額を当該建設工事の勘定へ振り替える基準をいう。ただし、第二号の例示は、電気事業に係る勘定と電気事業以外に係る勘定との間における振替基準として定めてはならない。

一 建設工事に従事した日時数については、通常の勤務時間の日数又は時間外勤務の時間数を単位とすること。ただし、通常の勤務時間の一日に満たない分についても、時間を単位として振り替えることができること。

二 通常の勤務時間のうち、建設工事とその他の業務とに従事した場合において、その日の勤務時間のうち建設工事に従事した時間がその他の業務に従事した時間よりも多いときは、建設工事に一日従事したものとみなすことができること。

三 通常の勤務時間から継続して建設工事に従事した場合は、通常の勤務時間に対する分は一日とし、時間外勤務に対する分はその時間数によること。時間外勤務のみ建設工事に従事した場合は、その時間数によること。

四 一日時当たりの単価は、従事した個人の実績値によるのを原則とするが、それによるのが困難な場合は、最近の適当な期間中における科目別等の区分における給料手当の平均値によることができること。その場合においては、時間外勤務に対する単価は、通常の勤務時間内の単価と区別して算定すること。

五 振替は、月ごとに行い、勤務日誌等の確実な資料によって建設工事に従事した日数を算定し、それに単価を乗じて振替額を決定すること。

六 振替額には、単に基準賃金及び基準外賃金の実支払額のみならず、臨時手当、期末手当その他の諸給与金の実支払額をも含むが、月ごとの振替は、それらを含まない金額に基づいて行い、事業年度末に一括して補正することができること。

七 定型的な建設工事については、作業工程、作業時間等を基準として、工量及び工量単価制を採用することができること。

第八十八 規則第四十条第一項の二以上に関連して要した金額（以

建設、電気事業の営業、附帯事業の建設及び附帯事業の営業のうちいずれか二以上に関連して要した金額は、あらかじめ適正に定めた基準によつて、電気事業固定資産勘定、電気事業営業費用勘定、附帯事業固定資産勘定、附帯事業営業費用勘定又は財務費用勘定に配付しなければならない。

2 前項の規定によつて一の勘定に配付すべき金額が少額であり、かつ、他の勘定に配付すべき金額に対して軽微であるときは、同項の規定にかかわらず、当該一の勘定に配付すべき金額を当該他の勘定に配付することができる。ただし、当該一の勘定が附帯事業営業費用勘定又は財務費用勘定である場合には、この限りでない。

下「関連費用」という。）は、直接に関連して要した金額及び間接に関連して要した金額を含むものとするが、これらの金額は、当該電気事業者の実情に応じて合理的に判定するものとする。

第八十九 第八十八の直接に関連して要した金額及び間接に関連して要した金額は、次の各号によるものとする。

一 規則第二十一条第二項の共用固定資産に係る修繕費、損害保険料、諸税、減価償却費等並びに電気事業と附帯事業に係る消耗品費、賃借料、委託費及び財務費用は、直接に関連して要した金額とする。

二 本店又は支店等の一般管理費のうち、役員給与、給料手当、退職給与金、厚生費、雑給、消耗品費、修繕費、賃借料、損害保険料、諸税、諸税、減価償却費等は、間接に関連して要した金額とする。

三 電気事業営業費用勘定と附帯事業営業費用勘定に関連する場合における発電所等の間接部門に従事する従業員の給料手当、退職給与金、厚生費、雑給、消耗品費及び諸費並びに附帯事業の営業に従事する従業員の退職給与金は、間接に関連して要した金額とする。

第九十 規則第四十条第一項の適正に定めた基準とは、関連費用のそれぞれの機能に応じた合理的な配賦基準とし、次の各号によるものとする。

一 直接に関連して要した金額のうち、規則第二十一条第二項の共用固定資産に直接に関連して要した修繕費、損害保険料、諸税、減価償却費等については、第三十八に定める合理的な配賦基準とすること。

二 直接に関連して要した金額のうち、電気事業と附帯事業との営業の双方に直接に関連して要した消耗品費、賃借料、委託費及び財務費用については、従業員数比、固定資産の額比とする等合理的な配賦基準を定めること。

三 間接に関連して要した金額については、主として資材事務に関連する費用は資材の購入高比又は払出高比、主として労務事務に関連する費用は人件費の金額比又は従業員の延人数比若し

第七章 消費税等

第四十一条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定による消費税及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税に相当する金額については、仮払消費税勘定又は仮受消費税勘定をもつて整理するものとする。

第八章 雑則

くは総実働時間数比、主として総括的事務に関連する費用は資金運用額比又は決算額比とする等合理的な配賦基準を関連費用ごとに定めること。ただし、合理的な配賦基準を関連費用ごとに定めることが困難な場合は、当該関連費用を、関連する各部門の当該事業年度における決算額を基準として、事業年度ごとに一括して、金額案分することができる。

第九十一 配賦基準で恒常性があると認められるものは、それを以後の各事業年度の配賦率として用いることができる。

第九十二 規則第四十条の場合において、建設分担関連費を配賦する電気事業固定資産の範囲は、原則として、建設費については五十億円以上かつ、工事期間については十二月以上とする。なお、規則第八条の場合において建設中利子をその建設価額に算入する場合においては、当該建設工事の範囲と一致させるものとする。

第九十三 過年度に未払いとして計上した費用又は過年度に未収として計上した収益を当年度中に戻すときは、先に計上した費用又は収益の勘定にそれぞれ戻し入れするものとする。

第九十四 過年度に計上した損失に関して当年度中に損害保険金を受け入れたときは、過年度に損失を計上した勘定に戻し入れするものとする。

(特例措置)

第四十二条 電気事業者は、事業者たる法人の設立、解散その他特別の事由によつて第二条の規定により難い場合又は他の法令の適用を受けるためその他の理由によつて第三条の規定により難い場合には、経済産業大臣の承認を受けて当該各条に定める規定によらないことができる。

(財務計算に関する諸表の提出)

第四十三条 第二十七条の二第二項（法第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）の規定による提出をしようとする電気事業者は、第三条の規定により作成した財務計算に関する諸表を当該事業者の事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。

附 則

- 1 この省令は、法の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。
- 2 電気事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十二号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 旧規則第三条第二項の規定によつてした通商産業大臣の承認は、第三条第二項の規定によつてしたものとはみなす。

附 則（昭和四三年三月三〇日通商産業省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年九月三〇日通商産業省令第九三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年一月一日通商産業省令第一〇七号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十五年九月三十日から適用する。

附 則（昭和四六年四月一日通商産業省令第三〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年九月三〇日通商産業省令第六五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月三日通商産業省令第六八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年九月二九日通商産業省令第六三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年一月一日通商産業省令第一〇七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年六月三〇日通商産業省令第三二号）
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の日前に終了する最終の事業年度に係る貸借対照表に記載されている商法等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十四号。以下「改正法」という。）による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十七条ノ二に規定する引当金で、改正法による改正後の同条の規定により引当金として計上することができないものは、取り崩したものを除き、この省令の施行の日を含む事業年度に係る貸借対照表においては、資本の部中剰余金の科目の欄にその目的のための任意積立金として記載しなければならぬ

い。
3 この省令の施行の日を含む事業年度に係る損益計算書における前項の引当金の取り崩しに係る表示については、なお従前の例による。

附 則（平成元年三月三〇日通商産業省令第一三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第五章の次に一章を加える改正規定並びに別表第一及び別表第二の改正規定中消費税に係る部分は、平成元年四月一日から施行する。
2 改正後の電気事業会計規則の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に終了した事業年度に係る会計の整理については、なお従前の例による。

附 則（平成元年五月二五日通商産業省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成元年七月一日通商産業省令第四二号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年七月一日通商産業省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年三月三一日通商産業省令第一六号）

この省令は、平成二年四月一日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成三年三月二七日通商産業省令第一四号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成三年一月二日通商産業省令第七八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年三月二九日通商産業省令第二一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年三月三一日通商産業省令第二九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年一月一八日通商産業省令第八〇号）
この省令は、電気事業法の一部を改正する法律（平成七年法律第七十五号）の施行の日（平成七年十二月一日）から施行する。

附 則（平成八年七月二三日通商産業省令第五八号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成九年四月一日通商産業省令第六〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三一日通商産業省令第四〇号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成十一年三月三十一日通商産業省令第二八号）

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前に開始した事業年度の会計の整理については、この省令の施行後も、なお従前の例による。ただし、この省令の公布の日以後に終了する事業年度の会計の整理については、この省令による改正後の電気事業会計規則の規定を適用してこれを行うことができる。

3 改正後の電気事業会計規則の規定中法人税等調整額に係る部分を使用し会計の整理をする初年度については、改正後の電気事業会計規則の規定にかかわらず「前期繰越利益（又は前期繰越損失）」の次に「過年度税効果調整額」「税効果会計適用に伴う（何）準備金取崩額」「税効果会計適用に伴う（何）積立金取崩額」の科目を設けて整理しなければならぬ。

附 則（平成十一年二月九日通商産業省令第一一一号）

この省令は、平成十二年三月二十一日から施行し、この省令による改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成十二年九月二十七日通商産業省令第二〇四号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成十二年一月二〇日通商産業省令第三二九号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十三年二月一五日経済産業省令第八号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成一三年三月二九日経済産業省令第九九号）
（施行期日）

1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 第六条、第十一条及び第二十二條の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成一四年三月二〇日経済産業省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成一四年九月三〇日経済産業省令第一〇〇号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。ただし、改正後の電気事業会計規則の規定にかかわらず、平成十四年三月三十一日以前に発行し又は発行を決議した転換社債及び新株引受権付社債に係る電気事業会計規則の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年九月三〇日経済産業省令第一二六号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成一六年二月二〇日経済産業省令第一二七号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成一七年四月一日から施行する。

(電気事業会計への適用)

第八条 第四条の規定による改正後の電気事業会計規則は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計整理について適用する。

附 則 (平成一七年九月三〇日経済産業省令第九二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行し、改正後の電気事業会計規則(以下「新規則」という。)の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計整理について適用する。

(経過措置)

第二条 新規則第三十五条の規定により積み立てなければならない使用済燃料再処理等引当金のほか、この省令の施行の際現に実用発電用原子炉の運転の開始の日から平成十六年度末までの間の運転に伴って生じた使用済燃料がある事業者は、当該使用済燃料のうち再処理事業者等(原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立に及び管理に関する法律(平成十七年法律第四十八号)第四条に規定する再処理事業者等をいう。)が再処理等(同法第二条第四項に規定する再処理等をいう。以下同じ。)を行う具体的な計画を有するものの再処理等の実施に要する費用に充てるため、平成十七年度から平成三十一年度までの各事業年度に積み立てるべき金額を算定し、その金額を新規則第三十五条の使用済燃料再処理等引当金として積み立てなければならない。

附 則 (平成一八年五月三一日経済産業省令第六九号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則 (平成一八年二月二六日経済産業省令第一二二号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成一九年三月二六日経済産業省令第一五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則（以下「新規則」という。）の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計整理について適用する。

（経過措置）

第二条 新規則第三十七条の規定により積み立てなければならぬ使用済燃料再処理等準備引当金のほか、この省令の施行の際現に平成十七年度に実用発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料がある事業者は、当該使用済燃料の再処理等（新規則第三十七条に規定する再処理等をいう。）の実施に要する費用に係る金額を算定し、その金額を新規則第三十七条の使用済燃料再処理等準備引当金としてこの省令の施行の日の属する事業年度において一時に積み立てなければならぬ。

附 則（平成一九年九月二八日経済産業省令第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成一九年九月三十日）から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条、第三条、第四条及び第七条の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成一九年九月二八日経済産業省令第六七号）抄
（施行期日）

- 1 この省令は、平成一九年十月一日から施行する。
(電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第二条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則 (平成一九年十二月二五日経済産業省令第七七号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十年四月一日)より施行する。

(電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第六条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則 (平成二〇年三月二七日経済産業省令第二二二号)
この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則 (平成二〇年七月七日経済産業省令第四七号)
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(電気事業会計への適用)
第六条 この省令による改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計整理について適用する。

附 則 (平成二〇年九月二〇日経済産業省令第六八号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二〇年十月一日から施行する。

(電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計整理について適用する。

附 則 (平成二十一年四月二十四日経済産業省令第二六号) 抄

この省令は、公布の日から施行し、平成二十一年三月三十一日以後に終了する事業年度分の会計の整理から適用する。

附 則 (平成二十二年三月二日経済産業省令第二十号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令による改正後の電気事業会計規則(以下「新会計規則」という。)の規定は、この省令の施行日以後に終了する事業年度分の会計整理について適用する。ただし、新会計規則第三条、第五条、第六条第二項、第三十三条第二項、別表第一(資産除去債務相当資産、原子力発電施設解体引当金、資産除去債務及び原子力発電施設解体費に係る部分に限る。)、別表第二第一表(原子力発電施設解体引当金及び資産除去債務に係る部分に限る。)、同第七表(資産除去債務相当資産に係る部分に限る。)、同第十一表(1)及び(2)並びに別表第三(資産除去債務相当資産に係る部分に限る。)は、平成二十二年四月一日前に開始する事業年度分の会計整理については、適用しない。

附 則 (平成二十三年三月三十一日経済産業省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則 (平成二十三年六月三〇日経済産業省令第三八号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の電気事業会計規

則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成二十三年一月二二日経済産業省令第五七号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令による改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行日以後に終了する事業年度分の会計整理について適用する。

附 則（平成二十四年三月二八日経済産業省令第一一九号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令による改正後の電気事業会計規則の規定は、平成二十四年四月一日以降に開始する事業年度に係る会計の整理について適用する。

附 則（平成二十四年六月一八日経済産業省令第四六号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二九日経済産業省令第一六号）抄

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。ただし、改正後の電気事業会計規則別表第一(1)の規定は、平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度に係る会計の整理から適用する。

附 則（平成二十五年九月三〇日経済産業省令第五二号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十五年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、施行日以後の会計整理について適用し、施行日前の会計整理については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年二月六日経済産業省令第五九号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条中電気事業会計規則別表第二の第一表の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年八月十五日経済産業省令第四二号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月十八日）から施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。

附 則（平成二七年三月一三日経済産業省令第十号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令による改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後の会計整理について適用し、当該日前の会計整理については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年三月三十一日経済産業省令第二六号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、第四条、第六条、第八条及び第十一条の規定並びに次条第二項及び附則第四条第二項の規定 平成二十七年四月一日

二 第三条、第五条、第七条、第九条及び第十二条の規定並びに次条第三項、附則第三条及び第四条第三項の規定 原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律（平成二十六年法律第三百三十三号）の施行の日

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、平成二十七年一月一日以後の会計整理について適用し、同日前の会計整理については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、同条の規定の施行の日以後に終了する事業年度分の会計整理について適用する。

3 第三条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、同条の規定の施行の日以後に終了する事業年度分の会計整理について適用する。

附 則（平成二八年三月三〇日経済産業省令第五〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の電気事業会計規則（以下「新会計規則」という。）の規定は、この省令の施行の日以後の会計整理について適用し、同日前の会計整理については、なお従前の例による。

第三条 改正法附則第二条第二項に規定するみなし小売電気事業者については、改正法附則第十六条第一項の義務を負う間、

附 則

第一条 この取扱要領は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律七十二号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行し、改正後の取扱要領の規定は、施行日以後の会計整理について適用し、施行日前の会計整理については、なお従前の例による。

新会計規則の規定を適用する。この場合において、新会計規則第四条中「一般送配電事業、送電事業及び発電事業」とあるのは「小売電気事業」と、新会計規則第十条第一項中「電気事業法（以下「法」という。）第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）、法第二十条第一項の規定により届け出られた最終保障供給約款又は法第二十一条第一項の規定により届け出られた離島供給約款」とあるのは「電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下「改正法」という。）附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款」と、新会計規則第四十三条中「法第二十七条の二第二項（法第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）」とあるのは「改正法附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有する改正法による改正前の電気事業法第三十四条第二項」と読み替えるものとする。

第四条 改正法附則第四条第二項に規定するみなし登録特定送配電事業者については、第一条の規定による改正前の電気事業会計規則（以下「旧会計規則」という。）第一条及び第四十二条から第四十七条まで並びに別表第三及び別表第四の規定は、みなし登録特定送配電事業者が改正法附則第二十三条第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、旧会計規則第四十五条中「電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「法」という。）第二十四条第一項」とあるのは「電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下「改正法」という。）附則第二十五条第一項」と、旧会計規則第四十七条中「法第三十四条第二項」とあるのは「改正法附則第二十三条第三項の規定によりなおその効力を有する改正法による改正前の電気事業法第三十四条第二項」と、旧会計規則別表第三中「電力卸仲介業者から」とあるのは「卸電力取引所を介して」及び「法第二十四条第一項

の届出をした供給条件以外の契約によつて一般電気事業者及び電力卸仲介業者に」とあるのは「改正法附則第25条第1項の届出をした供給条件以外の契約によつて電気事業者に販売し、及び卸電力取引所を介して」と読み替えるものとする。

第五条 改正法附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により改正法第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新法」という。）第二十七条の二十七第一項の届出をしたものとみなされた者（以下「みなし発電事業者」という。）については、新会計規則第三条の二の規定は、適用しない。

第六条 新法第二条第九号に規定する一般送配電事業者は、新会計規則第二十六条に規定する対象発電事業者が電気事業会計規則の一部を改正する省令（平成十七年経済産業省令第九十二号）附則第二条の規定に基づきこの省令の施行の日以降に終了する各事業年度において積み立てた使用済燃料再処理等引当金のうち、当該一般送配電事業者が託送供給（新法第二条第一項第六号に規定する託送供給をいう。）によつて回収されると見込まれる額を、費用として計上しなければならぬ。

第七条 みなし発電事業者は、その運用する原子炉を廃止しようとする場合において、当該原子炉に係る原子力発電設備（原子炉の廃止に必要な固定資産、原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産及び資産除去債務相当資産を除く。以下この項において同じ。）、当該原子力発電設備に係る建設仮勘定及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。以下「原子力発電設備等簿価」という。）並びに当該原子炉の廃止に伴つて生ずる使用済燃料再処理等費及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額（以下「原子力廃止関連費用相当額」という。）を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとするみなし発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第二条 電気事業会計規則等の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第五十号。以下「改正省令」という。）附則第七条に規定する原子力発電設備等簿価は、同条第二項の申請書を提出した日の属する月の前月末時点の帳簿価額とする。

第三条 改正省令附則第七条第一項の経済産業大臣の承認を受けようとする事業者は様式一による原子力廃止関連仮勘定承認申請書を、同条第四項の経済産業大臣の承認を受けようとする事業者は様式二による原子力廃止関連仮勘定変更承認申請書を、それぞれ経済産業大臣に提出するものとする。

第四条 改正省令附則第七条第七項第一号に掲げる期間において、原子力廃止関連仮勘定を償却する額は、次の式によつて算定される額とする。

$$A = (B \times C \div D) + (E \times F \div G) + (H \times F \div G)$$

ならない。この場合において、当該みなし発電事業者は、当該申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は、同項の規定にかかわらず、当該申請に係る原子力発電設備等簿価及び原子力廃止関連費用相当額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することができる。

一 廃止しようとする原子炉の名称

二 原子炉を廃止しようとする理由

三 原子力発電設備等簿価及び原子力廃止関連費用相当額

四 前号の額の算定根拠

3 経済産業大臣は、前項の申請書を受理した場合において、前項第二号に掲げる事項がエネルギー政策の変更、安全規制の変更その他これらに準ずるものに伴うものであり、かつ、同項第三号に掲げる事項が適当であると認められた場合は、これを承認するものとする。

4 第一項の承認を受けたみなし発電事業者は、第二項第三号に掲げる事項に変更があった場合において、その変更額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

5 前項の承認を受けようとするみなし発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該みなし発電事業者は、当該申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は、同項の規定にかかわらず、当該申請に係る原子力発電設備等簿価及び原子力廃止関連費用相当額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することができる。

一 第二項第三号に掲げる事項を変更しようとする原子炉の名称

二 第二項第三号に掲げる事項を変更しようとする理由

三 第二項第三号に掲げる事項に係る変更額

四 前号の変更額の算定根拠

6 経済産業大臣は、前項の申請書を受理した場合において、前項第二号に掲げる事項がエネルギー政策の変更、安全規制

A 改正省令附則第七条第七項第一号に掲げる期間において、原子力廃止関連仮勘定を償却する額

B 改正省令附則第七条第一項の経済産業大臣の承認を受けた時点における特定小売供給約款で設定した料金を算定した際にみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金を算定規則（以下「算定規則」という。）第六条第一項に規定する期間原価等項目（以下単に「期間原価等項目」という。）のうち原子力発電設備に係る減価償却費として算定規則第三条第二項第六号の規定により算定された額の算定規則第二条第一項に規定する原価算定期間（以下単に「原価算定期間」という。）における合計額

C 改正省令附則第七条第二項の申請書を提出した日の属する月の前月末時点における当該申請に係る原子力発電設備の帳簿価額（当該申請に係る原子炉の廃止に必要な固定資産、当該原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産及び資産除去債務相当資産を除く。）

D 改正省令附則第七条第二項の申請書を提出した日の属する月の前月末時点におけるその保有する原子力発電設備の総帳簿価額（当該原子力発電設備に係る資産除去債務相当資産に係るものを除く。）

E 改正省令附則第七条第一項の経済産業大臣の承認を受けた時点における特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に期間原価等項目のうち燃料費（核燃料減損額及び核燃料減損修正損又は核燃料減損修正益（貸方）に限る。）として算定規則第三条第二項第二号の規定により算定された額の原価算定期間における合計額

F 改正省令附則第七条第一項の経済産業大臣の承認に係る原子力発電設備の原価算定期間における原子力発電電力量

の変更その他これらに準ずるものに伴うものであり、かつ、同項第三号に掲げる事項が適当であると認められた場合は、これを承認するものとする。

7 みなし発電事業者（当該みなし発電事業者たる法人が改正法附則第十六条第一項に規定する特定小売供給を行う場合に限る。）に係る原子力廃止関連仮勘定は、次の各号に掲げる期間において当該各号に定める額を償却することとする。

一 当該みなし発電事業者が第一項又は第四項の承認を受けた日から当該日以後初めて改正法附則第十八条第一項の規定により特定小売供給約款（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号。以下「算定規則」という。）第二十一条の規定により料金を設定したものに限る。次項第一号において「認可供給約款」という。）の認可を受け、又は改正法附則第三十六条第三項の規定により特定小売供給約款（算定規則第三十九条第一項の規定により料金を設定したものと又は同条第三二項の規定により料金を設定したもの（原子力廃止関連仮勘定償却費の変動額を基に料金を設定した場合に限る。）に限る。次項第一号において「届出供給約款」という。）の届出をして特定小売供給約款を変更する日の属する月までの期間 電灯料、電力料、地帯間販売電力料及び他社販売電力料によって回収されると見込まれる額（第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）

二 前号の変更する日の属する月の翌月から十年間 十年間均等償却するものとして算定した額

8 みなし発電事業者（前項に規定するみなし発電事業者以外のみなし発電事業者に限る。）に係る原子力廃止関連仮勘定は、次の各号に掲げる期間において当該各号に定める額を償却することとする。

一 当該みなし発電事業者が第一項又は第四項の承認を受けた日から当該日以後初めて当該みなし発電事業者の供給の

G その保有する原子力発電設備の原価算定期間における原子力発電電力量

H 改正省令附則第七条第一項の経済産業大臣の承認を受けた時点における特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に期間原価等項目のうち使用済燃料再処理等発電費として算定規則第三条第二項第三号の規定により算定された額のうち第八十一に規定する当該事業年度に積み立てる金額の原価算定期間における合計額

I 原価算定期間の年数

第五条 改正省令附則第七条第七項第二号に掲げる期間において、原子力廃止関連仮勘定を償却する額は、改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（改正法附則第十六条第三項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に期間原価等項目のうち原子力廃止関連仮勘定償却費として算定規則第三条第二項第三号の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を当該原価算定期間の年数で除した額とする。

第六条 改正省令附則第七条第八項第一号に掲げる期間において、原子力廃止関連仮勘定を償却する額は、当該承認を受けた時点における当該みなし小売電気事業者の特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に期間原価等項目のうち他社購入電源費（当該発電事業者の当該承認に係る原子力発電設備に係る減価償却費相当額、核燃料減損額相当額及び核燃料減損修正損相当額又は核燃料減損修正益（貸方）相当額並びに使用済燃料再処理等費相当額に限る。）として算定規則第三条第二項第八号の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を当該原価算定期間の年数で除した額とする。

第七条 改正省令附則第七条第八項第二号に掲げる期間において、原子力廃止関連仮勘定を償却する額は、当該発電事業者の供給の相手方であるみなし小売電気事業者の改正法附則第十八条第一項

相手方であるみなし小売電気事業者が改正法附則第十八条第一項の規定により認可供給約款の認可を受け、又は改正法附則第十六条第三項の規定により届出供給約款の届出をして特定小売供給約款を変更する日の属する月までの期間当該みなし小売電気事業者の電灯料、電力料、地帯間販売電力料及び他社販売電力料によって回収されると見込まれる額（当該みなし発電事業者の第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）

二 前号の変更する日の属する月の翌月から十年間 十年間均等償却するものとして算定した額

の認可を受けた特定小売供給約款（改正法附則第十六条第三項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に期間原価等項目のうち他社購入電源費（当該発電事業者の原子力廃止関連仮勘定償却費相当額に限る。）として算定期間第三条第二項第八号の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を当該原価算定期間の年数で除した額とする。

第八条 第四条から第七条までの規定を適用する最初の事業年度において、これらの規定により算定された金額を期間按分する方法により償却する。

別表第1 (第3条関係)

資 産
 (1) 固 定 資 産

科 目	項	備 考
(I)電気事業固定資産 水力発電設備		各項ごとに物品帳簿原価及び工事帳簿原価の別に区分して整理する。
	土地	土地の取得に関して要した買収代及び整地費（建物又は構築物に直接に関係のあるものを除く。）、周旋料、消耗品費等の諸係費を整理する。「水源かん養林」に整理されるものを除く。
	水源かん養林	水源かん養林の取得に関して要した買収代及び周旋料、消耗品費等の諸係費並びに植林費を整理する。
	建物	建物の取得に関して要した工事費（基礎工事費及び附属施設工事費を含む。）、材料代及び買収代（買収した建物を使用するために要した修繕、模様替え、改造等の諸係費を含む。）並びに人夫費、消耗品費、整地費、周旋料等の諸係費を整理する。
	構築物	基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費その他の諸係費を含む。
	機械装置	運搬費、据付費、消耗品費その他の諸係費を含む。
	諸装置	発電所全般の用に充てる発電所内又は周辺の機械装置等であつて、上記の各項に該当しないものを整理する。基礎工事費、運搬費、据付費、消耗品費その他の諸係費を含む。
	備品	
	リース資産	事業者がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産を整理する。「無形固定資産」に整理されるものを除く。
	資産除去債務相当資産	
	無形固定資産	ダム使用权、水利権、専用側線利用権、鉄道軌道連絡通行施設利用権、電気ガス供給施設利用権、上水道施設利用権、港湾施設利用権、下流増負担金、借地権、地役権、電話加入権、リース資産等を種類別に整理する。
工事費負担金（貸方）	下流増負担金、補助金等を含み、対応する設備の項に区分して整理する。	
減価償却累計額（貸方）		

汽力発電設備	土地	「水力発電設備」の同項に準ずる。
	建物	同上
	構築物	同上
	機械装置	同上
	諸装置	同上
	備品	
	リース資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。
	資産除去債務相当資産	
	無形固定資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。
	工事費負担金（貸方）	同上
減価償却累計額（貸方）		
原子力発電設備		原子炉（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいう。以下同じ。）の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産を含む。
	土地	「水力発電設備」の同項に準ずる。
	建物	同上
	構築物	同上
	機械装置	同上
	諸装置	同上
	備品	
	リース資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。
	資産除去債務相当資産	
	無形固定資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。
工事費負担金（貸方）	同上	
減価償却累計額（貸方）		
内燃力発電設備		ガスタービン発電設備を含む。
	土地	「水力発電設備」の同項に準ずる。
	建物	同上

新エネルギー等 発電設備	機械装置	同上
	諸装置	同上
	備品	
	リース資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。
	資産除去債務相当資産	
	無形固定資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。
	工事費負担金（貸方）	同上
	減価償却累計額（貸方）	
		風力発電設備、太陽光発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備及び廃棄物発電設備を整理する。
送電設備	土地	「水力発電設備」の同項に準ずる。
	建物	同上
	構築物	同上
	機械装置	同上
	諸装置	同上
	備品	
	リース資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。
	資産除去債務相当資産	
	無形固定資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。
	工事費負担金（貸方）	同上
	減価償却累計額（貸方）	
		20KV以上の配電線路を含む。
	土地	「水力発電設備」の同項に準ずる。
	建物	同上
	架空電線路	基礎工事費、建柱費、装柱費、架線費等を含む。
	地中電線路	ケーブル埋設費、消耗品費その他の諸係費を含む。水底電線路については、本項に準じて整理する。ただし、少額のもの、本項に含めて整理することができる。
	保安開閉装置	開閉所及び開閉塔の機械装置を含み、開閉塔の鉄塔、木柱等の支持物を除く。

変電設備	保安通信装置	「架空電線路」、「地中電線路」及び「保安開閉装置」に整理されるものを除く。
	諸装置	「水力発電設備」の同項に準ずる。
	備品	
	リース資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。
	資産除去債務相当資産	
	無形固定資産	共同溝の建設費負担金を含み、「水力発電設備」の同項に準ずる。
	工事費負担金（貸方）	「水力発電設備」の同項に準ずる。
	減価償却累計額（貸方）	
	土地	「水力発電設備」の同項に準ずる。
	建物	同上
	機械装置	同上
	諸装置	同上
	備品	
	リース資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。
配電設備	資産除去債務相当資産	
	無形固定資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。
	工事費負担金（貸方）	同上
	減価償却累計額（貸方）	
	土地	「水力発電設備」の同項に準ずる。
	建物	同上
	架空電線路	「送電設備」の同項に準ずる。
	地中電線路	同上
	需要者屋内装置	
	保安通信装置	「送電設備」の同項に準ずる。
	諸装置	「水力発電設備」の同項に準ずる。
	備品	
	リース資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。

業務設備	資産除去債務相当資産	
	無形固定資産	共同溝の建設費負担金、電圧変更補償費及び周波数変更補償費を含み、「水力発電設備」の同項に準ずる。
	工事費負担金（貸方）	「水力発電設備」の同項に準ずる。
	減価償却累計額（貸方）	
	土地	「水力発電設備」の同項に準ずる。
	建物	同上
	独立電話線路	交換機又は交換装置がある場合は分線盤に接続するまで、それが無い場合は電話機までとする。
	添加電話線	その支持物又は管路が他の科目に整理された電話線を整理する。交換機又は交換装置がある場合は分線盤に接続するまで、それが無い場合は電話機までとする。
	空中線施設	無線通信用の構築物をいう。
	通信機械装置	
	諸装置	給電関係の機械装置、現場に専属しない共通の修繕、試験又は倉庫装置及び「水力発電設備」から「配電設備」までのいずれの科目にも属しない電気事業全般に関連する機械装置を整理する。
	備品	
	リース資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。
	資産除去債務相当資産	
休止設備	無形固定資産	排出クレジット（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第6項の規定による算定割当量をいう。以下同じ。）を含み、「水力発電設備」の同項に準ずる。
	工事費負担金（貸方）	「水力発電設備」の同項に準ずる。
	減価償却累計額（貸方）	
		現に稼働していない設備（供給予備力となるものその他電気事業の運営上必要な準備の限度内にあるものを除く。）を該当する稼働設備の項に準じて整理する。
貸付設備		「配電設備」に整理されるものを除く。該当する他の電気事業固定資産の項に準じて整理す

(Ⅱ) 附帯事業 固定資産	(何)	<p>る。</p> <p>附帯事業の用に供される固定資産を附帯事業ごとに、科目又は項を設けて整理する。</p>
(Ⅲ) 事業外固 定資産	廃止設備	<p>電気事業又は附帯事業の用に現に供されている設備（電気事業又は附帯事業の用に供されることが確定したものを含む。）以外の設備（建設仮勘定、除却仮勘定及び貯蔵品に整理されたものを除く。）を整理する。</p> <p>電気事業固定資産の項に準じて整理する。</p>
	土地	「水力発電設備」の同項に準ずる。
	建物	同上
	リース資産	同上
	資産除去債務相当資産	
	その他事業外有形固定 資産	種類別に整理する。
	無形固定資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。
(Ⅳ) 固定資産 仮勘定	(何)	<p>電気事業固定資産建設工事口、電気事業固定資産建設準備口、附帯事業固定資産建設工事口及び事業外固定資産建設工事口に区分して整理する。</p>
建設仮勘定		<p>(1) 電気事業固定資産建設工事口 実施することが確定した電気事業固定資産の建設工事に係る予備測量、調査その他建設準備のために要した金額を含む。工事件名別に整理する。ただし、金額が少額である場合は、一括して整理することができる。項については、次による。①仮設備、工事材料等特に設けた項に整理されるべき金額については、当該項に整理する。ただし、金額が少額である場合は工事材料から諸仮払金までの項に整理されるべき金額については、適宜一括して整理することができる。②その他のものについては、「電気事業固定資産」の項に準ずる。</p> <p>(2) 電気事業固定資産建設準備口 電気事業固定資産の建設工事の実施が確定する前にその予備測量、調査その他建設準備のために要した金額（少額のものを除く。）を工事件名別に整理する。</p> <p>(3) 附帯事業固定資産建設工事口 「電気事業固定資産建設工事口」の項に準ずる。</p>

		る。
		(4) 事業外固定資産建設工事口 「電気事業固定資産建設工事口」の項に準ずる。
仮設備		建設工事に使用するために購入し、又は製作した機器及び将来本設備として使用する目的をもって購入し、又は建設した設備で建設工事のために使用されるものを含む。
工事材料		
譲渡品		工事の請負業者に譲渡した機器及び材料を整理する。
貸付品		工事の請負業者に貸し付けた機器及び材料を整理する。
据付費		
工所用電力費		工事の請負業者に対する工所用電力料を整理する。
支払資金		建設所、調査所その他建設工事機関において通常必要な支出に充てるために保有する資金を整理する。
諸仮払金		建設工事に関して支出した手付金、前払金等を整理する。建設工事に関して工事の請負業者に融資した金額を含む。
機械装置基礎		建物の基礎と区分し難いものを除く。
機械装置基礎振替額 (貸方)		
総係費		建設のための測量及び監督に要した費用、仮設備に要した費用、補償費その他建設に関する諸係費で2以上の項に関連し、かつ、それぞれの項に区分し難いものを整理する。工事中の災害に伴う損失及び残材料の庫入差損で建設に伴って通常発生するものを含む。測量監督費、仮設備費、補償費、建設中利子（第8条の規定により電気事業固定資産の建設価額に算入された場合の金額をいう。）、建設分担関連費（第40条の規定により電気事業固定資産に配賦されるべき金額のうち建設に間接に関連して要したものをいう。）、建設に伴う収入（貸方）（第9条の規定により電気事業固定資産の建設費から控除されるべき金額をいう。）及び雑係費に区分して整理する。
総係費振替額（貸方）		
電圧変更補償費		補償工事費（供給電圧変更による需要家設備の変更工事費に係るもの）、価格差補償費（供給電圧変更による需要家設備の増分差額に係るもの）、譲渡補償費（供給電圧変更による需要家

		への会社資産の無償譲渡（現物補償）に係るもの）、仮設備及び総係費を整理する。
	周波数変更補償費	「電圧変更補償費」の項に準ずる。
除却仮勘定	減価償却累計額（貸方）	建設中の電気事業固定資産の試運転に伴う減価償却相当額を整理する。
原子力廃止関連仮勘定		「電気事業固定資産」の項に準ずる。
	(何)	
(V)核燃料		燃料要素及び附属品を含む。
装荷核燃料		炉内に装荷されているものを発電所別及び実用発電用原子炉別に整理する。
加工中等核燃料		
	加工中核燃料	加工工程にあるものを整理する。ウラン精鉱代、減損ウラン代、プルトニウム代、半製品核燃料代、転換代、濃縮代、成型加工代等を整理する。
	半製品核燃料	半製品として貯蔵の状態にあるものを整理する。
	完成核燃料	炉内に装荷されていない貯蔵中の状態にある完成核燃料を整理する。一部照射済核燃料を含む。
	再処理核燃料	実用発電用原子炉から取り出された使用済燃料価額及び分離有用物質の取得価額（使用済燃料を再処理するための貯蔵場所に受け入れるまでに要した金額を除く。）を整理する。
	雑口	濃縮代、成型加工代等の前払額を整理する。
(VI)投資その他の資産		
長期投資		「株式」には、市場価格のあるもので時価の変動により利益を得る目的以外の目的で保有するもの及び市場価格のないものを整理し、「社債」、「公社債」、「国債」、「地方債」、「諸有価証券」には、市場価格のあるもので時価の変動により利益を得る目的以外の目的で保有するもの及び市場価格のないもので、決算期後1年を超えて償還期限の到来するものを整理し、「長期貸付金」、「社内貸付金」及び「雑口」には、契約期間が1年を超えるものを整理する。関係会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第22号の規定による関係会社をいう。以下同じ。）に対するものを除く。

株式	銘柄別に整理する。
社債	銘柄別に整理する。当初償還期限が1年を超えるものを整理することができる。
公社債	特別の法律により法人の発行する債券を銘柄別に整理する。当初償還期限が1年を超えるものを整理することができる。
国債	銘柄別に整理する。当初償還期限が1年を超えるものを整理することができる。
地方債	同上
諸有価証券	有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条の規定による有価証券及び新株式申込証拠金領収証をいう。以下同じ。）のうち上記の各項に該当しないものを種類別及び銘柄別又は相手先別に整理する。当初償還期限が1年を超えるものを整理することができる。
出資金	
長期貸付金	「社内貸付金」に整理されるものを除く。
社内貸付金	役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。以下同じ。）並びに顧問、相談役その他名称のいかんを問わず役員に準ずる地位にあるもの、及び従業員（当該事業者と継続的な雇用関係にある正規の従業員をいう。以下同じ。）等別に整理する。
リース債権	所有権移転ファイナンス・リース取引におけるものであつて、通常取引に基づいて発生したもののうち、破産債権、更正債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの及び通常取引以外の取引に基づいて発生したもので期限が1年を超えるものを整理する。関係会社に対するものを除く。
リース投資資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるものであつて、通常取引に基づいて発生したもののうち、破産債権、更正債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの及び通常取引以外の取引に基づいて発生したもので期限が1年を超えるものを整理する。関係会社に対するものを除く。
雑口	売掛金、受取手形その他営業取引によつて生じた金銭債権のうち、破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの及び下流増負担金の未収分、預金、敷金その他上記の各項に該当しないものを整理する。
関係会社長期投	

資		
	株式	市場価格のあるもので時価の変動により利益を得る目的で保有するもの及び親会社株式を除き、会社別に整理する。
	社債	市場価格のあるもので時価の変動により利益を得る目的で保有するものを除き、会社別に整理する。当初償還期限が1年を超えるものを整理することができる。
	出資金	会社別に整理する。
	長期貸付金	関係会社に対する貸付金で契約期間が1年を超えるものを会社別に整理する。
	リース債権	「長期投資」の同項に準じ、会社別に整理する。
	リース投資資産	同上
	雑口	関係会社に対する敷金その他上記の各項に該当しないもので契約期間が1年を超えるものを会社別に整理する。
親会社株式		流動資産の「親会社株式」に整理されるもの以外の親会社株式を整理する。
使用済燃料再処理等積立金		原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成17年法律第48号）第3条第1項及び附則第3条第1項の規定による積立て並びに同法第7条の規定による取戻しを整理する。
未収原子力損害賠償資金補助金		原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律（平成26年法律第133号。以下「原子力損害賠償資金補助法」という。）第3条の規定により補助される資金の未収金を整理する。
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金		原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）第41条第1項第1号に規定する資金交付に係る資金（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）第44条第2項の請求又は求償及び平成23年8月26日の閣議決定「「除染に関する緊急実施基本方針」の迅速な実施について」に基づく求償の支払いに係る部分（以下「除染求償関連資金交付金」という。）を除く。以下「資金交付金」という。）の未収金を整理する。
長期前払費用		当初1年を超えた後に費用となるものの前払額を整理する。
前払年金費用		

繰延税金資産	流動資産の「繰延税金資産」に整理されるもの以外の繰延税金資産を整理する。
貸倒引当金 (貸方)	

(2) 流 動 資 産

科 目	項	備 考
現金及び預金	現金	支払の確実な小切手、官庁支払通知書等で割引なくして現金にすることができるものを含み、「小払資金」及び「特定資金」に整理されるものを除く。
	預金	契約期間が1年を超えるもの並びに「小払資金」及び「特定資金」に整理されるものを除く。
	小払資金	日常の支払又は特定の用途のために事業内部の業務機関に前渡した資金を整理する。
	特定資金	配当金又は社債元利の支払資金、新株式申込証拠金、建設の用に供される資金その他用途を特定した資金を整理する。「小払資金」に整理されるものを除く。
受取手形		金融手形及び関係会社に対する受取手形を除く。
売掛金		「電気事業営業収益」及び「附帯事業営業収益」の各科目に整理されるべき収益の未収分を整理する。
	電灯料	
	電力料	
	地帯間販売電力料	一般送配電事業者間における一般送配電事業の用に供するための電気の受給契約（以下「地帯間電力融通契約」という。）によつて販売した電気の料金の未収分を整理する。
	他社販売電力料	地帯間販売電力料以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項に規定するみなし小売電気事業者をいう。以下同じ。）及びみなし登録特定送配電事業者（改正法附則第4条第2項に規定するみなし登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限

		る。)の料金(「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。)、卸電力取引所を介して販売した電気、非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金(「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。)、新エネルギー等電気相当量(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)附則第9条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第8条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則(平成14年経済産業省令第119号)第1条第2項に規定する新エネルギー等電気相当量(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)第5条の規定に基づき義務履行に充てるものの量を含む。)をいう。以下同じ。)の売買契約(以下「他社電気相当量売買契約」という。)によつて販売した新エネルギー等電気相当量の代金並びに発電事業者との間で締結した契約(以下「他社原子力発電再処理等準備契約」という。)によつて支払われる原子力発電再処理等準備費用に係る金額の未収分を整理する。
	託送収益	託送収益(法第17条第1項に規定する振替供給(以下「振替供給」という。)を除く。)によつて得た収益の未収分を整理する。
	事業者間精算収益	振替供給によつて得た収益の未収分を整理する。
	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分の未収分を整理する。
	再エネ特措法交付金	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第8条第1項の交付金の未収分を整理する。
	電気事業雑収益	関係会社に対するものを除く。
	貸付設備収益	同上
	附帯事業営業収益	「附帯事業営業収益」の各科目に整理されるべき未収分を整理する。関係会社に対するものを除く。
諸未収入金		「売掛金」に整理される未収金以外の未収金を整理する。契約期間が1年を超えるものを除く。
	工事費負担金	
	諸売却代	関係会社に対するものを除く。
	未収収益	「財務収益」及び「事業外収益」の各科目に係

短期投資	未収還付消費税	る未収収益を整理する。関係会社に対するものを除く。 地方消費税に係るものを含む。
	雑口	上記の各項に該当しない諸未収入金を整理する。関係会社に対するものを除く。
	株式	市場価格のあるもので時価の変動により利益を得る目的で保有するものを銘柄別に整理する。
	社債	市場価格のあるもので時価の変動により利益を得る目的以外の目的で保有するもの及び市場価格のないもので、決算期後1年以内に償還期限が到来するもの（関係会社に対するものを除く。）並びに市場価格のあるもので時価の変動により利益を得る目的で保有するものを、銘柄別に整理する。
	諸有価証券	市場価格のある有価証券（株式及び社債を除く。以下この項において同じ。）で時価の変動により利益を得る目的以外の目的で保有するもの及び市場価格のない有価証券で、決算期後1年以内に償還期限が到来するもの（関係会社に対するものを除く。）並びに市場価格のある有価証券で時価の変動により利益を得る目的で保有するものを、種類別及び銘柄別又は相手先別に整理する。
	短期貸付金	金融手形を含み、契約期間が1年を超えるもの、関係会社に対するもの及び役員又は従業員等に対するものを除く。貸付先別に整理する。
	雑口	上記の各項に該当しない短期投資を整理する。関係会社に対するものを除く。
貯蔵品		単価を付し、かつ、石炭及び燃料油については種類及び品質別、その他のものについては物品別に区分して整理する。
	石炭	主として発電に使用される石炭を発電所又は貯炭場別に整理する。
	燃料油	主として発電に使用される燃料油を発電所又は貯油場別に整理する。
	ガス	主として発電に使用されるガスを発電所別に整理する。
	歴青質混合物	主として発電に使用される歴青質混合物を発電所別又は貯蔵場別に整理する。
	バイオマス燃料	主として発電に使用されるバイオマス燃料を発電所別又は貯蔵場別に整理する。
	廃棄物燃料	主として発電に使用される廃棄物燃料を発電所別又は貯蔵場別に整理する。

	一般貯蔵品	貯蔵品のうち、石炭、燃料油、ガス、歴青質混合物、バイオマス燃料、廃棄物燃料、特殊品及び商品以外のものを整理する。
	特殊品	大容量の発電機、変圧器等であつて用途の特定されたものを整理する。
	商品	販売を目的とするものを整理する。
前払金		契約期間が1年を超えるもの及び関係会社に対するものを除く。
前払費用		当初1年以内に費用となるものの前払額を整理する。関係会社に対するものを除く。
関係会社短期債権		
	受取手形	
	売掛金	
	諸未収入金	
	短期投資	
	リース債権	所有権移転ファイナンス・リース取引におけるもののうち、通常取引に基づいて発生したもの（破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。）及び通常取引以外の取引に基づいて発生したもので1年以内に期限が到来するものを整理する。
	リース投資資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるもののうち、通常取引に基づいて発生したもの（破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。）及び通常取引以外の取引に基づいて発生したもので1年以内に期限が到来するものを整理する。
	前払金	
	前払費用	
	雑流動資産	関係会社に対する受託工事費を除く。
親会社株式		会社法（平成17年法律第86号）第135条第2項及び第800条第1項の規定により取得したものを整理する。
繰延税金資産		流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産及び特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で決算期後1年内に取り崩されると認められるものを整理する。

雑流動資産		上記の各科目に該当しない流動資産を整理する。
	社内貸付金	「長期投資」の同項に準じ、契約期間が1年以内のものを整理する。
	受託工事費	他の委託を受けて工事を行った場合において、当該工事により落成した設備を引き渡すまでの間、それに要した工事費を整理する。
	預託金	供託金、保証金、予納金及び敷金で契約期間が1年以内のものを整理する。関係会社に対するものを除く。
	仮払法人税	
	仮払所得税	
	仮払地方税	
	仮払消費税	地方消費税に係るものを含む。
	不渡手形	関係会社に対するものを除く。
	リース債権	「関係会社短期債権」の同項に準ずる。関係会社に対するものを除く。
	リース投資資産	同上
	雑口	上記の各項に該当しない雑流動資産を整理する。関係会社に対するものを除く。
貸倒引当金 (貸方)		

(3) 繰 延 資 産

科 目	項	備 考
創立費		
開業費		
株式交付費		
社債発行費		
開発費		

負 債
(4) 固 定 負 債

科 目	項	備 考
社債		期限が1年を超えた後に到来するものを銘柄別に整理する。

長期借入金		期限が1年を超えた後に到来する借入金を借入先別に整理する。関係会社に対するものを除く。
長期未払債務		物品代の延払い、下流増負担金の未払分その他営業取引又は建設に係る金銭債務（社債、借入金及び買掛金を除く。）で期限が1年を超えた後に到来するものを種類別に整理する。関係会社に対するものを除く。
リース債務		ファイナンス・リース取引におけるもののうち、期限が1年を超えた後に到来するものを整理する。関係会社に対するものを除く。
関係会社長期債務		期限が1年を超えた後に到来する借入金、期限が1年を超えた後に到来する金銭債務（社債、借入金及び買掛金を除く。）その他期限が1年を超えた後に到来する負債であつて関係会社に対するものを会社別に整理する。
	長期借入金	
	長期未払債務	
	リース債務	
	雑固定負債	
退職給付引当金		
使用済燃料再処理等引当金		
使用済燃料再処理等準備引当金		
(何) 引当金		上記の各科目に該当しない引当金で1年を超えた後に使用すると見込まれるものを種類別に科目を設けて整理する。
資産除去債務	(何)	法的規制等の種類ごとの区分により、項を設けて整理する。原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第30号）の規定による特定原子力発電施設については、原子力発電施設解体引当金及びその他に区分して整理する。
繰延税金負債		流動負債の「繰延税金負債」に整理されるもの以外の繰延税金負債を整理する。
雑固定負債		上記の各科目に該当しない固定負債で期限が1年を超えた後に到来するものを整理する。関係会社に対するものを除く。

(5) 流 動 負 債

科 目	項	備 考
1年以内に期限 到来の固定負債		契約期間が1年を超える負債のうち、1年以内に期限が到来するもの及び既に到来したものを整理する。関係会社に対するものを除く。
	社債	1年以内に期限の到来するものを整理する。
	長期借入金	同上
	長期未払債務	同上
	リース債務	同上
	雑固定負債	1年以内に期限の到来するもの及び既に期限が到来したものを整理する。
短期借入金		契約期間が1年以内の借入金を借入先別に整理する。関係会社に対するものを除く。
コマーシャル・ ペーパー		社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債を含む。
支払手形		金融手形及び関係会社に対する支払手形を除く。
買掛金		通常の営業取引により発生した未払金を整理する。
	燃料代	関係会社に対するものを除く。
	物品代	同上
	地帯間購入電力料	地帯間電力融通契約によって購入した電気の料金に係る金額の未払分を整理する。
	他社購入電力料	地帯間電力融通契約以外の契約によって購入した電気の料金、他社電気相当量売買契約によって購入した新エネルギー等電気相当量の代金及び他社原子力発電再処理等準備契約によって支払う原子力発電再処理等準備費用に係る金額の未払分を整理する。
	託送料	「事業者間精算費」に整理されるものを除く。
	接続供給託送料	接続供給及び発電量調整供給の対価の未払分を整理する。
	事業者間精算費	振替供給に要した費用の未払分を整理する。
	使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分の未払分を整理する。
	雑口	上記の各項に該当しない買掛金を整理する。関係会社に対するものを除く。
未払金		契約期間が1年以内のものを整理する。

未払費用	請負代	建設工事及び受託工事に伴う請負代で未払のものを整理する。関係会社に対するものを除く。
	物品代	建設工事及び受託工事に伴う物品代で未払のものを整理する。関係会社に対するものを除く。
	配当金	
	未払消費税	地方消費税に係るものを含む。
	雑口	上記の各項に該当しない未払金を整理する。関係会社に対するものを除く。
未払税金	請負代	修繕工事及び除却工事に伴う請負代で未払のものを整理する。関係会社に対するものを除く。
	給料手当	
	再エネ特措法納付金	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第11条第1項の納付金で未納付のものを整理する。
	支払利息	関係会社に対するものを除く。
	雑口	上記の各項に該当しない未払費用を整理する。関係会社に対するものを除く。
		当期以前の負担に属する税金で未納付のものを整理する。
預り金	法人税	
	電源開発促進税	
	事業税	
	消費税	地方消費税に係るものを含む。
	雑税	上記の各項に該当しない未払税金を整理する。
		他から預かった現金、手形、小切手及び有価証券を整理する。
	源泉徴収税	事業者が源泉徴収義務者又は特別徴収義務者として徴収した税金の未納分を整理する。
	社会保険料	被保険者から預かった社会保険料を整理する。
	保証金	託送供給等約款、特定小売供給約款（改正法附則第18条第1項に規定する特定小売供給約款をいう。以下同じ。）、最終保障供給約款、離島供給約款及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約の定めるところによる保証金を整理する。
	従業員貯蓄預金	従業員から預かった貯金、積立金等を整理す

関係会社短期債務	雑口	る。 上記の各項に該当しない預り金を整理する。関係会社に対するものを除く。
	1年以内に期限到来の固定負債	
	短期借入金	
	支払手形	
	買掛金	関係会社に対する他社購入電力料の未払分を除く。
	未払金	関係会社に対する配当金の未払分を除く。
	未払費用	
	預り金	関係会社から預かった託送供給等約款、特定小売供給約款、最終保障供給約款、離島供給約款及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約の定めるところによる保証金を除く。
	諸前受金	関係会社から受け入れた工事費負担金、受託工事代及び前受電気料を除く。
	雑流動負債	
諸前受金	他から前受けした現金、手形、小切手及び有価証券を整理する。	
	工事費負担金	
	受託工事代	
	諸売却代	関係会社に対するものを除く。
	前受電気料	「電灯料」、「電力料」、「地帯間販売電力料」及び「他社販売電力料」の各科目に整理されるべき収益に係るものを整理する。
	雑口	上記の各項に該当しない前受金を整理する。関係会社に対するものを除く。
修繕準備引当金		1年以内に使用すると見込まれるものを整理する。
(何) 引当金		上記の科目に該当しない引当金で1年以内に使用すると見込まれるものを種類別に科目を設けて整理する。
資産除去債務	(何)	法的規制等の種類ごとの区分により、項を設けて整理する。

繰延税金負債		流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債及び特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決算期後1年内に取り崩されると認められるものを整理する。
雑流動負債		上記の各科目に該当しない流動負債を整理する。
	仮受消費税	地方消費税に係るものを含む。
	災害てん補金	災害による被害に伴い受け入れた損害保険金、補助金等を当該被害額が確定されるまでの間整理する。
	雑口	上記の各項に該当しない雑流動負債を整理する。関係会社に対するものを除く。

(6) 引 当 金

科 目	項	備 考
濁水準備引当金 原子力発電工事償却準備引当金 (何) 引当金		上記の科目に該当しない引当金で固定負債及び流動負債に属さないものを種類別に科目を設けて整理する。

純 資 産
(7) 株 主 資 本

科 目	項	備 考
(I) 資本金		
(II) 新株式申込証拠金		
(III) 資本剰余金		
資本準備金		
その他資本剰余金		
(IV) 利益剰余金		
利益準備金		
その他利益剰余金		
(何) 積立金		

(V) 自己株式 (借方)	繰越利益剰余金	
(VI) 自己株式申 込証拠金		

(8) 評価・換算差額等

科 目	項	備 考
その他有価証券 評価差額金		
繰延ヘッジ損益		
土地再評価差額 金		

(9) 新株予約権

科 目	項	備 考
新株予約権		

費 用
—————
(10) 営 業 費 用

科 目	項	備 考
(I) 電気事業営 業費用		
水力発電費		
	給料手当	従業員に対する給与（従業員の職務を兼務する役員に対して当該職務に関して支給される給与を含む。）を整理する。
	給料手当振替額 (貸方)	「給料手当」に計上した金額のうち、建設工事等に従事した者の給料手当を各該当科目へ振り替えた金額を建設費への振替額（貸方）、その他への振替額（貸方）に区分して整理する。
	厚生費	法定厚生費及び一般厚生費に区分して整理する。従業員以外の者に対するものを除く。雑給、消耗品費、委託費及び諸費で福利厚生のためのものを含む。
	雑給	従業員以外の者（役員を除く。）に対する給与、厚生費及び退職金を整理する。「厚生費」、「修繕費」、「補償費」及び「固定資産除却費」に整理されるものを除く。

汽力発電費	消耗品費	「厚生費」、「修繕費」、「補償費」及び「固定資産除却費」に整理されるものを除く。
	修繕費	雑給、消耗品費、伐採補償料等の補償費、委託費及び諸費で修繕のためのもの及び借入資産に関するものを含む。修繕準備引当金を引き当てた場合は、「修繕準備金引当」を設けて整理し、それを取り崩した場合は、「修繕準備引当金取崩し（貸方）」を設けて整理する。
	水利使用料	
	補償費	雑給、消耗品費、委託費及び諸費で補償のためのものを含み、定期的補償費（流木補償費、漁業補償費、かんがい補償費等）、損害賠償費及び損害補償費を整理する。伐採補償料等修繕のためのものを除く。
	賃借料	水力発電のために他人の資産を使用した場合の借地借家料、道路占用料、水面使用料、機械賃借料等を整理する。
	委託費	委託運転費及び雑委託費を整理する。「厚生費」、「修繕費」、「補償費」及び「固定資産除却費」に整理されるものを除く。
	損害保険料	火災保険、運送保険等損害保険契約に基づいて支払う保険料を整理する。
	諸費	「水力発電費」のうち他の項に該当しないもので、通信運搬費、旅費、寄附金、雑費等を整理する。
	諸税	固定資産税及び雑税に区分して整理する。借入資産の税金を含み、電源開発促進税、事業税、法人税並びに道府県民税及び市町村民税の法人税割を除く。
	減価償却費	普通償却費、特別償却費（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づき減価償却を行う場合の額をいう。以下同じ。）、試運転償却費に区分して整理する。
	固定資産除却費	除却損及び除却費用に区分して整理する。雑給、消耗品費、委託費及び諸費で固定資産の除却のためのものを含む。
	共有設備費等分担額	共有設備及びこれに準ずるものについて相手方に支払う分担金を整理する。
	共有設備費等分担額（貸方）	共有設備及びこれに準ずるものについて相手方から受け入れる分担金を整理する。
給料手当	「水力発電費」の同項に準ずる。	
給料手当振替額（貸方）	同上	

原子力発電費	厚生費	同上
	雑給	「水力発電費」の同項に準ずるほか、「廃棄物処理費」に整理されるものを除く。
	燃料費	汽力発電用蒸気の生産に使用する燃料に関する費用及び蒸気料を整理する。石炭費（主たる用途として汽力発電設備に整理されたバイオマス発電設備に係る燃料費を含む。）、燃料油費、ガス費、歴青質混合物費、助燃費、蒸気料及び運炭費（主たる用途として汽力発電設備に整理されたバイオマス発電設備に係る運搬費を含む。）に区分して整理する。
	廃棄物処理費	雑給、消耗品費、委託費及び諸費で廃棄物を処理するためのものを含む。
	消耗品費	「水力発電費」の同項に準ずるほか、「廃棄物処理費」に整理されるものを除く。
	修繕費	「水力発電費」の同項に準ずる。
	補償費	同上
	賃借料	同上
	委託費	「水力発電費」の同項に準ずるほか、「廃棄物処理費」に整理されるものを除く。
	損害保険料	「水力発電費」の同項に準ずる。
	諸費	「水力発電費」の同項に準ずるほか、通信運搬費、旅費、寄附金及び雑費については、「廃棄物処理費」に整理されるものを除く。
	諸税	「水力発電費」の同項に準ずる。
	減価償却費	同上
	固定資産除却費	同上
	共有設備費等分担額	同上
	共有設備費等分担額（貸方）	同上
	給料手当	「水力発電費」の同項に準ずる。
	給料手当振替額（貸方）	同上
	厚生費	同上
	雑給	「汽力発電費」の同項に準ずる。
燃料費	核燃料減損額、核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））及び濃縮関連費（ウラン	

	濃縮施設の廃止措置の実施又は当該施設の運転に伴って生じた廃棄物の処理及び処分に要する費用であつて、核燃料を購入し、又は当該核燃料の加工を受けた後に締結した費用負担に関する契約によつて支払うものをいう。以下同じ。)に区分して整理する。
使用済燃料再処理等費	使用済燃料再処理等発電費（再処理等費、再処理等費引当及び再処理等引当金取崩し（貸方）に区分して整理する。使用済燃料再処理等既発電費に整理されるものを除く。）及び使用済燃料再処理等既発電費（再処理等費引当（附則第2条の規定による平成17年度から平成31年度までの各事業年度に積み立てるべき使用済燃料再処理等引当金の金額に係るものに限る。）及び再処理等引当金取崩し（貸方）（使用済核燃料再処理引当金に関する省令を廃止する省令（平成17年経済産業省令第83号）附則第2条の規定により各事業年度において取り崩すこととなる使用済核燃料再処理引当金の金額に係るものに限る。）に区分して整理する。）に区分して整理する。
使用済燃料再処理等準備費	使用済燃料再処理等発電準備費（再処理等準備費引当及び再処理等準備引当金取崩し（貸方）に区分して整理する。使用済燃料再処理等既発電準備費に整理されるものを除く。）及び使用済燃料再処理等既発電準備費（附則第2条の規定により使用済燃料再処理等準備引当金の金額に係るものに限る。）に区分して整理する。
廃棄物処理費	雑給、消耗品費、委託費及び諸費で放射性物質及び廃棄物の処理のために要する費用を整理する。再処理等のために要する費用を除く。
特定放射性廃棄物処分費	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号）第11条第1項及び第2項の規定による拠出金（同法第2条第8項第2号に掲げるものに係るものを除く。）を整理する。
消耗品費	「汽力発電費」の同項に準ずる。
修繕費	「水力発電費」の同項に準ずる。
補償費	「水力発電費」の同行に準ずる。同項の損害賠償費については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第3条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費を整理する場合には、同法第7条第1項に規定する賠償措置額及び除染求償関連資金交付金の金額の範囲内に限る。原子力損害の賠償に関する法律の規定による保険金、原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36年法律第148号）の規定による補償金又は除染求償関連資金交付金を受け入れた場合は、「補償費（貸方）」を設けて整理する。
賃借料	「水力発電費」の同項に準ずるほか、「再処理

		等費」に整理されるものを除く。
	委託費	「汽力発電費」の同項に準ずる。
	損害保険料	「水力発電費」の同項に準ずる。原子力損害の賠償に関する法律の規定による保険料（「再処理等費」に整理されるものを除く。）及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の規定による補償料（「再処理等費」に整理されるものを除く。）を含める。
	原子力損害賠償資金補助法負担金	原子力損害賠償資金補助法一般負担金（原子力損害賠償資金補助法第4条第1項の一般負担金をいう。以下同じ。）及び原子力損害賠償資金補助法特別負担金（同法第10条第1項の特別負担金をいう。以下同じ。）を整理する。
	原賠・廃炉等支援機構負担金	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第38条第1項に規定する負担金を整理する。原賠・廃炉等支援機構一般負担金（同法第39条第1項の規定によりその額が算出される負担金をいう。以下同じ。）及び原賠・廃炉等支援機構特別負担金（同法第52条第1項の規定によりその額が加算される負担金をいう。以下同じ。）に区分して整理する。
	諸費	「水力発電費」の同項に準ずるほか、通信運搬費については、「再処理等費」又は「廃棄物処理費」に整理されるものを除き、旅費、寄附金及び雑費については、「廃棄物処理費」に整理されるものを除く。
	諸税	「水力発電費」の同項に準ずる。
	減価償却費	同上
	固定資産除却費	同上
	原子力発電施設解体費	解体費、資産除去債務計上及び資産除去債務取崩し（貸方）に区分して整理する。
	共有設備費等分担額	「水力発電費」の同項に準ずる。
	共有設備費等分担額（貸方）	同上
内	内燃力発電費	
	給料手当	「水力発電費」の同項に準ずる。
	給料手当振替額（貸方）	同上
	厚生費	同上
	雑給	「汽力発電費」の同項に準ずる。
	燃料費	同上
	廃棄物処理費	同上

新エネルギー等 発電費	消耗品費	同上
	修繕費	「水力発電費」の同項に準ずる。
	補償費	同上
	賃借料	同上
	委託費	「火力発電費」の同項に準ずる。
	損害保険料	「水力発電費」の同項に準ずる。
	諸費	「火力発電費」の同項に準ずる。
	諸税	「水力発電費」の同項に準ずる。
	減価償却費	同上
	固定資産除却費	同上
	給料手当	「水力発電費」の同項に準ずる。
	給料手当振替額（貸方）	同上
	厚生費	同上
	雑給	「火力発電費」の同項に準ずる。
	燃料費	新エネルギー等発電用のバイオマス燃料費、廃棄物燃料費、助燃費、蒸気料及び運搬費に区分して整理する。
	廃棄物処理費	「火力発電費」の同項に準ずる。
	消耗品費	同上
	修繕費	「水力発電費」の同項に準ずる。
	補償費	同上
	賃借料	同上
	委託費	「火力発電費」の同項に準ずる。
	損害保険料	「水力発電費」の同項に準ずる。
	諸費	「火力発電費」の同項に準ずる。
諸税	「水力発電費」の同項に準ずる。	
減価償却費	同上	
固定資産除却費	同上	
共有設備費等分担額	同上	

	共有設備費等分担額（貸方）	同上
地帯間購入電力料		地帯間電力融通契約によつて購入した電気の料金を「地帯間購入電源費」及び「地帯間購入送電費」に区分して整理する。ただし、「地帯間購入電源費」及び「地帯間購入送電費」に区分し難いものは、「地帯間購入電源費」に整理することができる。
	地帯間購入電源費	地帯間電力融通契約によつて購入した電気の料金のうち電源に係る料金を整理する。
	地帯間購入送電費	地帯間電力融通契約によつて購入した電気の料金のうち送電に係る料金を整理する。
他社購入電力料		地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金、他社電気相当量売買契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金及び他社原子力発電再処理等準備契約によつて支払った原子力発電再処理等準備費用に係る金額を「他社購入電源費」、「他社購入送電費」及び「他社使用済燃料再処理等準備費」に区分して整理する。ただし、「他社購入電源費」及び「他社購入送電費」に区分し難いものは、「他社購入電源費」に整理することができる。
	他社購入電源費	地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金のうち電源に係る料金及び他社電気相当量売買契約によつて購入した新エネルギー等電気相当量の代金を新エネルギー等電源費及びその他の電源費に区分して整理する。
	他社購入送電費	地帯間電力融通契約以外の契約によつて購入した電気の料金のうち送電に係る料金を整理する。
	他社使用済燃料再処理等準備費	他社原子力発電再処理等準備契約によつて支払った原子力発電再処理等準備費用に係る金額を整理する。
送電費		
	給料手当	「水力発電費」の同項に準ずる。
	給料手当振替額（貸方）	同上
	厚生費	同上
	雑給	同上
	消耗品費	同上
	修繕費	同上
	補償費	同上

変電費	賃借料	同上
	託送料	他に送電を委託した場合の費用を整理する。 「事業者間精算費」及び「接続供給託送料」に整理されるものを除く。
	事業者間精算費	振替供給に要した費用を整理する。
	委託費	「水力発電費」の同項に準ずるほか、「託送料」に整理されるものを除く。
	損害保険料	「水力発電費」の同項に準ずる。
	諸費	同上
	諸税	同上
	減価償却費	普通償却費及び特別償却費に区分して整理する。
	固定資産除却費	「水力発電費」の同項に準ずる。
	共有設備費等分担額	同上
	共有設備費等分担額 (貸方)	同上
	給料手当	「水力発電費」の同項に準ずる。
	給料手当振替額 (貸方)	同上
	厚生費	同上
	雑給	同上
	消耗品費	同上
	修繕費	同上
	補償費	同上
	賃借料	同上
	託送料	他に変電を委託した場合の費用を整理する。
	委託費	「送電費」の同項に準ずる。
	損害保険料	「水力発電費」の同項に準ずる。
	諸費	同上
	諸税	同上
減価償却費	「送電費」の同項に準ずる。	
固定資産除却費	「水力発電費」の同項に準ずる。	

配電費	共有設備費等分担額	同上
	共有設備費等分担額 (貸方)	同上
	給料手当	「水力発電費」の同項に準ずる。
	給料手当振替額 (貸方)	同上
	厚生費	同上
	委託検針費	従業員以外の者に検針を委託した場合の個人支給の手当及びこれに準ずるものを整理する。
	雑給	「水力発電費」の同項に準ずる。
	消耗品費	同上
	修繕費	同上
	補償費	同上
	賃借料	同上
	託送料	他に配電を委託した場合の費用を整理する。
	委託費	「送電費」の同項に準ずるほか、「委託検針費」に整理されるものを除く。
	損害保険料	「水力発電費」の同項に準ずる。
	諸費	同上
	諸税	同上
	減価償却費	「送電費」の同項に準ずる。
	固定資産除却費	「水力発電費」の同項に準ずる。
	共有設備費等分担額	同上
	共有設備費等分担額 (貸方)	同上
販売費		調定、集金その他電気の販売及び託送供給等の提供に関する費用を整理する。
	給料手当	「水力発電費」の同項に準ずる。
	給料手当振替額 (貸方)	同上
	厚生費	同上
	委託集金費	従業員以外の者に集金や投函を委託した場合の個人支給の手当及びこれに準ずるものを整理する。

	雑給	「水力発電費」の同項に準ずるほか、「普及開発関係費」に整理されるものを除く。
	消耗品費	同上
	補償費	「水力発電費」の同項に準ずる。
	委託費	「水力発電費」の同項に準ずるほか、「委託集金費」及び「普及開発関係費」に整理されるものを除く。
	普及開発関係費	新規需要開発、電気使用合理化及びせん用防止に関する費用（雑給、消耗品費、委託費及び諸費を含む。）を整理する。
	諸費	「水力発電費」の同項に準ずるほか、通信運搬費、旅費、寄附金及び雑費については、「普及開発関係費」に整理されるものを除く。
	貸倒損	「電灯料」、「電力料」、「地帯間販売電力料」、「他社販売電力料」、「託送収益」、「使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分」、「事業者間精算収益」、「電気事業雑収益」及び「貸付設備収益」に関する債権の貸倒損及び貸倒損引当を整理する。
	諸税	「水力発電費」の同項に準ずる。
休止設備費		休止設備に関する費用について、該当する稼働設備の費用の項に準じて整理する。
貸付設備費		貸付設備に関する費用について、該当する稼働設備の費用の項に準じて整理する。
一般管理費		業務設備に関する費用及び電気事業の運営の全般に関連する総括的業務に係る費用を整理する。
	役員給与	従業員の職務を兼務する役員に対して当該職務に関して支給される給与を除く。
	給料手当	「水力発電費」の同項に準ずる。
	給料手当振替額（貸方）	同上
	退職給与金	役員及び従業員に対する退職に係る支払額、引当金引当及び引当金取崩し（貸方）に区分して整理する。
	厚生費	「水力発電費」の同項に準ずる。
	雑給	「水力発電費」の同項に準ずるほか、「普及開発関係費」、「養成費」及び「研究費」に整理されるものを除く。
	消耗品費	同上
	修繕費	「水力発電費」の同項に準ずる。

補償費	同上
貸借料	同上
委託費	「水力発電費」の同項に準ずるほか、「普及開発関係費」、「養成費」及び「研究費」に整理されるものを除く。
損害保険料	「水力発電費」の同項に準ずる。
普及開発関係費	事業に関する一般的啓蒙宣伝に関する費用（雑給、消耗品費、委託費及び諸費を含む。）を整理する。
養成費	「雑給」、「消耗品費」、「委託費」及び「諸費」で養成のためのものを含む。
研究費	「雑給」、「消耗品費」、「委託費」及び「諸費」で研究のためのものを含む。
諸費	事業者が使用する排出クレジットに関する費用を含み、「水力発電費」の同項に準ずるほか、通信運搬費、旅費、寄附金及び雑費については、「普及開発関係費」、「養成費」及び「研究費」に整理されるものを除く。
諸税	「水力発電費」の同項に準ずる。
減価償却費	「送電費」の同項に準ずる。
固定資産除却費	「水力発電費」の同項に準ずる。
建設分担関連費振替額（貸方）	第40条の規定によつて固定資産勘定に配賦された金額のうち建設に間接に関連して要したものを整理する。
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	第40条の規定によつて附帯事業営業費用勘定に配賦された金額のうち附帯事業の営業に間接に関連して要したものを整理する（附帯事業営業費用勘定に配賦された一般管理費以外の金額のうち附帯事業の営業に間接に関連して要したものがあるときは、電気事業営業費用勘定の一般管理費以外の科目の項として附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）を設けて整理する。）。
接続供給託送料	接続供給及び発電量調整供給の対価として支払った金額を整理する。
原子力廃止関連仮勘定償却費	
再エネ特措法納付金	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第11条第1項の納付金を整理する。
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	特定一般送配電事業者（平成17年度前に特定実用発電用原子炉（使用済燃料再処理等積立金法第2条第5項に規定する特定実用発電用原子

電源開発促進税		炉をいう。)を用いて発電事業に相当する事業を営んでいた他の者との間で当該特定実用発電用原子炉の運転の開始の日から平成17年3月31日までの間の運転に伴って生じた使用済燃料(同条第一項に規定する使用済燃料をいう。)の再処理等(同条第4項に規定する再処理等をいう。)に要する費用を当該一般送配電事業者が支払う旨の契約を締結している一般送配電事業者に限る。以下同じ。)が支払った金額(平成17年度から平成31年度までの各事業年度において分割して行われる積立てに係る利息に相当する額を除く。)を整理する。
事業税		
開発費		
開発費償却		繰延資産の「開発費」に整理されたものの償却費を整理する。
電力費振替勘定(貸方)		建設工事、特定原子力発電施設の解体(原子力発電施設解体引当金に関する省令第1条第2号に規定する解体をいう。)及び附帯事業のために自家使用した電気の使用量及び使用状況に応ずる金額を整理する。
(Ⅱ) 附帯事業 営業費用		附帯事業に関する営業費用について附帯事業ごとに、科目又は項を設けて整理する。
(何) 事業営業 費用	(何)	

(11) 営業外費用

科目	項	備考
(Ⅰ)財務費用		電気事業に係るものと附帯事業に係るものとを区分して整理する。
支払利息		割引料を含む。
	社債利息	
	長期借入金利息	契約期間が1年を超える借入金に対する利息を整理する。
	短期借入金利息	契約期間が1年以内の借入金及び支払手形に対する利息を整理する。
	コマーシャル・ペーパー 利息	コマーシャル・ペーパー(短期社債を含む。)に対する利息を整理する。
	雑利息	上記の各項に該当しない支払利息を整理する。
	建設中利子振替額	第8条の規定によつて固定資産勘定へ振り替え

	(貸方)	られた金額を整理する。
	附帯事業振替額 (貸方)	附帯事業に係る支払利息を整理する。
株式交付費	(何) 事業支払利息	附帯事業ごとに区分して整理する。
	株式交付費	
	附帯事業振替額 (貸方)	附帯事業に係る株式交付費を整理する。
株式交付費償却	(何) 事業株式交付費	附帯事業ごとに区分して整理する。
	株式交付費償却	繰延資産の「株式交付費」に整理されるものの償却費を整理する。
	附帯事業振替額 (貸方)	附帯事業に係る株式交付費償却を整理する。
社債発行費	(何) 事業株式交付費償却	附帯事業ごとに区分して整理する。
	社債発行費	
	附帯事業振替額 (貸方)	附帯事業に係る社債発行費を整理する。
社債発行費償却	(何) 事業社債発行費	附帯事業ごとに区分して整理する。
	社債発行費償却	繰延資産の「社債発行費」に整理されるものの償却費を整理する。
	附帯事業振替額 (貸方)	附帯事業に係る社債発行費償却を整理する。
(Ⅱ)事業外費用	(何) 事業社債発行費償却	附帯事業ごとに区分して整理する。
		「電気事業営業費用」、「附帯事業営業費用」及び「財務費用」の各科目に該当しない費用を整理する。
固定資産売却損		固定資産を売却したことによつて生ずる損失額を整理する。ただし、その損失額が重大なものを除く。
(何)		上記の各科目に該当しない異常な損失のうちその損失額が軽微なものについて種類別に科目を設けて整理する。
雑損失		上記の各科目に該当しない事業外費用を整理する。「特別損失」に整理されるものを除く。
	創立費	

創立費償却	繰延資産の「創立費」に整理されるものの償却費を整理する。
開業費	
開業費償却	繰延資産の「開業費」に整理されるものの償却費を整理する。
その他貸倒損	「貸倒損」に該当するものを除く。
有価証券評価損	「短期投資」に整理される有価証券の評価損失額又は「長期投資」に整理される有価証券の評価損失額が軽微なものを整理する。
有価証券売却損	「短期投資」に整理される有価証券の売却損失額又は「長期投資」に整理される有価証券の売却損失額が軽微なものを整理する。
事業外固定資産管理費	事業外固定資産を管理するために要する費用を整理する。減価償却費、固定資産税及び損害保険料を含む。
物品売却損	
電気事業固定資産建設準備口償却費	工事件名別に区分して整理する。
雑口	上記の各項に該当しない雑損失を整理する。

(12) 渴水準備金引当又は取崩し

科 目	項	備 考
渴水準備金引当 (又は渴水準備 引当金取崩し (貸方))		

(13) 原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し

科 目	項	備 考
原子力発電工事 償却準備金引当 (又は原子力発 電工事償却準備 引当金取崩し (貸方))		

(14) 特別損失

科 目	項	備 考
財産偶発損		天災その他不測の事由によつて発生した財産の損失額を整理する。軽微なものを除く。

(何)	財産偶発損以外の異常な損失でその損失額が重大なものを種類別に科目を設けて整理する。
-----	---

(15) 法人税等

科 目	項	備 考
法人税等	法人税	
	地方法人税	
	法人税割	都道府県民税及び市町村民税の法人税割を整理する。
	事業税	利益に関連する金額を課税標準として課される事業税を整理する。
(何)		法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合は、その内容を示す名称を付した科目を設けて整理する。ただし、金額の重要性が乏しい場合は、上記科目に含めることができる。
法人税等調整額		

収
益
(16) 営 業 収 益

科 目	項	備 考
(I)電気事業営業収益		
電灯料		調査決定の完了した金額を計上する。
	定額電灯	特定小売供給（改正法附則第16条第1項に規定する特定小売供給をいう。以下同じ。）及び離島供給に係る需要家料金及び電灯料金（小型機器料金を含む。）に区分して整理する。
	従量電灯 A（又は従量電灯 A 及び B）	特定小売供給及び離島供給に係る最低料金及び電力量料金に区分して整理する。電力量料金は電力量料金単価別に区分して整理する。
	従量電灯 B	特定小売供給及び離島供給に係る基本料金及び電力量料金に区分して整理する。電力量料金は電力量料金単価別に区分して整理する。
	従量電灯 C	同上
	臨時電灯	
	農事用電灯	
	公衆街路灯 A、B 及び C	

電力料	(何)	上記の各項に該当しない特定小売供給約款、最終保障供給約款、離島供給約款及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約の電灯料金を、その料金種類別に項を設けて整理する。ただし、類似するものについては、一つの種類として整理できる。
	再エネ特措法賦課金	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第16条第1項の規定による賦課金を整理する。
	雑口	遅収加算料金及び太陽光発電促進付加金を整理する。
	業務用電力	予備電力料金及び自家発補給電力料金を含む。基本料金及び電力量料金に区分して整理する。
	低圧電力	「業務用電力」に準ずる。
	高圧電力A	同上
	高圧電力B	同上
	臨時電力	
	農事用電力	
	地帯間販売電力料	(何)
再エネ特措法賦課金		同上
雑口		遅収加算料金及び太陽光発電促進付加金を整理する。
地帯間販売電源料		地帯間電力融通契約によつて販売した電気の料金を「地帯間販売電源料」及び「地帯間販売送電料」に区分して整理する。ただし、「地帯間販売電源料」及び「地帯間販売送電料」に区分し難いものは、「地帯間販売電源料」に整理することができる。
地帯間販売送電料		地帯間電力融通契約によつて販売した電気の料金のうち送電に係る料金を整理する。
他社販売電力料	「地帯間販売電力料」以外で、小売電気事業	

託送収益 事業者間精算収	他社販売電源料	者、一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、卸電力取引所を介して販売した電気、非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、新エネルギー等電気相当量の代金並びに他社原子力発電再処理等準備契約によつて支払われた原子力発電再処理等準備費用に係る金額を「他社販売電源料」、「他社販売送電料」及び「他社使用済燃料再処理等準備料」に区分して整理する。ただし、「他社販売電源料」及び「他社販売送電料」に区分し難いものは、「他社販売電源料」に整理することができる。
	他社販売送電料	「地帯間販売電力料」以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、卸電力取引所を介して販売した電気及び非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）のうち電源に係る料金及び事業者又は事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金を整理する。
	他社使用済燃料再処理等準備料	「地帯間販売電力料」以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、卸電力取引所を介して販売した電気及び非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）のうち送電に係る料金を整理する。
	接続供給託送収益	他社原子力発電再処理等準備契約によつて支払われた原子力発電再処理等準備費用に係る金額を整理する。
	その他託送収益	「事業者間精算収益」に整理されるものを除く。

益		
使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分		特定一般送配電事業者から支払われた料金（平成17年度から平成31年度までの各事業年度において分割して行われる積立てに係る利息に相当する額を除く。）を整理する。
再エネ特措法交付金		電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第8条第1項の交付金を整理する。
電気事業雑収益		上記の各科目に該当しない収益で電気事業の運営に伴って通常発生するものを整理する。「財務収益」の各科目に該当するものを除く。
	契約超過金	
	違約金	
	諸貸付料	変圧器、油入遮断器、油入開閉器、電動機、電力用蓄電器等の貸付料で需要家から収受したものを整理する。「貸付設備収益」に該当するものを除く。
	受託運転益	他人の設備を運転することによつて得た利益を整理する。
	器具販売益	電気を使用するための器具の販売によつて得た利益を整理する。受託手数料を含む。
	受託工事益	他の委託を受けて工事をすることによつて得た利益を整理する。
	広告料	電気事業固定資産、電気料領収証等を利用して得た広告収益を整理する。
	供給雑収	損害賠償金、臨時工事費、諸工料、検査料、試験料、償却電気料取立益その他電気の供給に直接関係のある雑収益を整理する。
	雑口	上記の各項に該当しない電気事業雑収益を整理する。
貸付設備収益		貸付設備に係る収益を整理する。
(Ⅱ) 附帯事業営業収益		附帯事業に関する営業収益について附帯事業ごとに、科目又は項を設けて整理する。
(何) 事業営業収益	(何)	

(17) 営業外収益

科目	項	備考
(Ⅰ) 財務収益		
受取配当金		

受取利息	株式配当金	
	雑口	
	有価証券利息	
	貸付金利息	
	預金利息	
(Ⅱ) 事業外収益	雑利息	上記の各項に該当しない受取利息を整理する。
固定資産売却益		「電気事業営業収益」、「附帯事業営業収益」及び「財務収益」の各科目に該当しない収益を整理する。
(何)		固定資産を売却したことによつて生ずる利益額を整理する。ただし、その利益額が重大なものを除く。
雑収益		上記の科目に該当しない負ののれん発生益その他異常な利益のうちその利益額が軽微なものについて種類別に科目を設けて整理する。
		上記の各科目に該当しない事業外収益を整理する。「特別利益」に整理されるものを除く。
	有価証券売却益	「短期投資」に整理される有価証券の売却益額又は「長期投資」に整理される有価証券の売却益額が軽微なものを整理する。
	有価証券評価益	「短期投資」に整理される有価証券の評価益額を整理する。
	事業外固定資産管理収益	事業外固定資産の管理に伴う収益を整理する。
	物品売却益	
	雑口	上記の各項に該当しない雑収益を整理する。

(18) 特別利益

科 目	項	備 考
原子力損害賠償 資金補助金		原子力損害賠償資金補助法第3条の規定により補助される資金を整理する。軽微なものを除
原賠・廃炉等支 援機構資金交付 金		資金交付金を整理する。軽微なものを除く。
(何)		負ののれん発生益その他原賠・廃炉等支援機構資金交付金以外の異常な利益でその利益額が重大なものを種類別に科目を設けて整理する。

別表第2 (第3条関係)

第1表

貸借対照表

年 月 日現在

事業者名

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産		固 定 負 債	
電気事業固定資産		社 債	
水力発電設備		長期借入金	
汽力発電設備		長期未払債務	
原子力発電設備		リース債務	
内燃力発電設備		関係会社長期債務	
新エネルギー等発電設備		退職給付引当金	
送電設備		使用済燃料再処理等引当金	
変電設備		使用済燃料再処理等準備引当金	
配電設備		(何)引当金	
業務設備		資産除去債務	
休止設備		繰延税金負債	
貸付設備		雑固定負債	
附帯事業固定資産		流 動 負 債	
事業外固定資産		1年以内に期限到来の固定負債	
固定資産仮勘定		短期借入金	
建設仮勘定		コマーシャル・ペーパー	
除却仮勘定		支払手形	
原子力廃止関連仮勘定		買掛金	
核 燃 料		未払金	
装荷核燃料		未払費用	
加工中等核燃料		未払税金	
投資その他の資産		預 り	
長期投資		関係会社短期債務	
関係会社長期投資		諸前受金	
親会社株式		修繕準備引当金	
使用済燃料再処理等積立金		(何)引当金	
未収原子力損害賠償資金補助金		資産除去債務	
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金		繰延税金負債	
長期前払費用		雑流動負債	
前払年金費用		引 当 金	
繰延税金資産		渴水準備引当金	
貸倒引当金(貸方)	△	原子力発電工事償却準備引当金	
流 動 資 産		(何)引当金	
現金及び預金		負 債 合 計	
受取手形		株 主 資 本	
売掛金		資 本 金	
諸未収入金		新株式申込証拠金	
短期投資		資 本 剰 余 金	
貯蔵品		資本準備金	
前払金		その他資本剰余金	
前払費用		利 益 剰 余 金	
関係会社短期債権		利益準備金	
親会社株式		その他利益剰余金	
繰延税金資産		(何)積立金	
雑流動資産		繰越利益剰余金	
貸倒引当金(貸方)	△	自 己 株 式	△
繰 延 資 産		自己株式申込証拠金	
創立費		評 価 ・ 換 算 差 額 等	
開業費		其他有価証券評価差額金	
株式交付費		繰延ヘッジ損益	
社債発行費		土地再評価差額金	
開発費		新 株 予 約 権	
		純 資 産 合 計	
合 計		合 計	

第2表

損益計算書

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

費用の部		収益の部	
科 目	金額	科 目	金額
営業費用		営業収益	
電気事業営業費用		電気事業営業収益	
水力発電費		電灯料	
汽力発電費		電力料	
原子力発電費		地帯間販売電力料	
内燃力発電費		他社販売電力料	
新エネルギー等発電費		託送収益	
地帯間購入電力料		使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	
他社購入電力料		事業者間精算収益	
送電費		再エネ特措法交付金	
変電費		電気事業雑収益	
配電費		貸付設備収益	
販売費			
休止設備費			
貸付設備費			
一般管理費			
接続供給託送料			
原子力廃止関連仮勘定償却費			
再エネ特措法納付金			
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分			
電源開発促進税			
事業税			
開発費			
開発費償却			
電力費振替勘定(貸方)	△		
附帯事業営業費用		附帯事業営業収益	
(何)事業営業費用		(何)事業営業収益	
営業利益(又は営業損失)	()	営業外収益	
営業外費用		財務収益	
財務費用		受取配当金	
支払利息		受取利息	
株式交付費			
株式交付費償却			
社債発行費			
社債発行費償却			
事業外費用		事業外収益	
固定資産売却損		固定資産売却益	
(何)		(何)	
雑損失		雑収益	
当期経常費用合計		当期経常収益合計	
当期経常利益(又は当期経常損失)			
渴水準備金引当又は取崩し			
渴水準備金引当			
(又は渴水準備引当金取崩し(貸方))	(△)		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し			
原子力発電工事償却準備金引当			
(又は原子力発電工事償却準備引当金取崩し(貸方))	(△)		
特別損失		特別利益	
財産偶発損		原子力損害賠償資金補助金	
(何)		原賠・廃炉等支援機構資金交付金	
		(何)	
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)			
法人税等			
法人税等			
(何)			
法人税等調整額			
当期純利益(又は当期純損失)			

(記載注意)

附帯事業営業費用又は附帯事業営業収益の内訳科目のいずれかが、それぞれ附帯事業営業費用又は附帯事業営業収益の総額の100分の10以下である場合は、当該附帯事業については「その他附帯事業営業費用」及び「その他附帯事業営業収益」の科目を用いて一括して記載することができる。また、附帯事業のすべての内訳科目の費用又は収益のいずれかが、それぞれ附帯事業営業費用又は附帯事業営業収益の総額の100分の10以下である場合は、附帯事業営業費用及び附帯事業営業収益の内訳科目の記載を省略することができる。

第3表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
年 月 日 から 年 月 日 まで

事業者名

(単位 千円)

	株主資本											評価・換算差額等				新株 予約 権	純資産 合計	
	資本金	新株式 申込 証拠金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	自己 株式 申込 証拠金	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計			
			資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金											利益 剰余金 合計
							(何) 積立金	繰越利益 剰余金										
当事業年度期首残高									△									
当事業年度変動額																		
新株の発行																		
剰余金の配当											△						△	
当期純利益																		
自己株式の処分																		
(何)																		
株主資本以外の項目の当該 事業年度変動額（純額）																		
当事業年度変動額合計																		
当事業年度末残高									△									

(記載注意)

- 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
- 株主資本以外の科目について、当事業年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
- その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
- 当事業年度期首残高は、^{ごびゅう} 遡及適用又は誤謬の訂正をした場合にあっては、当事業年度期首残高及びこれに対する影響額を記載すること。

第4表

個 別 注 記 表
年 月 日 から
年 月 日 まで

事業者名

- | | |
|------|----------------------|
| 1 | 継続企業の前提に関する注記 |
| 2 | 重要な会計方針に係る事項に関する注記 |
| 3 | 会計方針の変更に関する注記 |
| 4 | 表示方法の変更に関する注記 |
| 5 | 会計上の見積りの変更に関する注記 |
| ごびゅう | |
| 6 | 誤謬の訂正に関する注記 |
| 7 | 貸借対照表に関する注記 |
| 8 | 損益計算書に関する注記 |
| 9 | 株主資本等変動計算書に関する注記 |
| 10 | 税効果会計に関する注記 |
| 11 | リースにより使用する固定資産に関する注記 |
| 12 | 金融商品に関する注記 |
| 13 | 賃貸等不動産に関する注記 |
| 14 | 持分法損益等に関する注記 |
| 15 | 関連当事者との取引に関する注記 |
| 16 | 一株当たり情報に関する注記 |
| 17 | 重要な後発事象に関する注記 |
| 18 | 連結配当規制適用会社に関する注記 |
| 19 | その他の注記 |

(記載注意)

- 1 会計監査人設置会社（会社法第2条第11号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の株式会社（公開会社（会社法第2条第5号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）の個別注記表には、1、5、7、8及び10から18までに掲げる項目、会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表には、1、5、14及び18に掲げる項目、会計監査人設置会社であつて、会社法第444条第3項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表には、14に掲げる項目、持分会社（会社法第575条第1項に規定する会社をいう。以下同じ。）の個別注記表には、1、5及び7から18までに掲げる項目を表示することを要しない。
- 2 貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の特定の科目に関連する注記については、その関連を明らかにすること。
- 3 継続企業の前提に関する注記は、事業年度の末日において、当該事業者が将来にわたつて事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）における次に掲げる事項とする。
 - (1) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - (2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - (3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - (4) 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（以下「貸借対照表等」という。）に反映しているか否かの別
- 4 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、貸借対照表等の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

5 会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、(4)②及び③に掲げる事項を省略することができる。また、個別注記表に記載すべき事項（(3)並びに(4)②及び③に掲げる事項に限る。）が連結注記表（会社計算規則第61条第1号ニに規定する連結注記表をいう。以下同じ。）に記載すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。

- (1) 当該会計方針の変更の内容
- (2) 当該会計方針の変更の理由
- (3) 遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表等に遡つて適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- (4) 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積り（貸借対照表等に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、貸借対照表等の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。以下同じ。）の変更（新たに入手可能となつた情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表等の作成に当たつてした会計上の見積りを変更することをいう。以下同じ。）と区分することが困難なときは、②に掲げる事項を除く。）
 - ① 貸借対照表等の主な項目に対する影響額
 - ② 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
 - ③ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

6 表示方法（貸借対照表等の作成に当たつて採用する表示の方法をいう。以下同じ。）の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、個別注記表に注記すべき事項（(2)に掲げる事項に限る。）が連結注記表に記載すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。

- (1) 当該表示方法の変更の内容
- (2) 当該表示方法の変更の理由

7 会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

- (1) 当該会計上の見積りの変更の内容
- (2) 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表等の項目に対する影響額
- (3) 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

ごびゅう

8 誤謬（意図的であるかどうかにかかわらず、貸借対照表等の作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）の訂正（当該事業年度

ごびゅう

より前の事業年度に係る貸借対照表等における誤謬を訂正したと仮定して貸借対照表等を作成する

ごびゅう

ことをいう。）に関する注記は、誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

ごびゅう

- (1) 当該誤謬の内容
- (2) 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

9 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

- (1) 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項
 - ① 資産が担保に供されていること。
 - ② ①の資産の内容及びその金額
 - ③ 担保に係る債務の金額
- (2) 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産科目別の減価償却累計額（一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額）
- (3) 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨

- (4) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額
- (5) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する科目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する科目ごとの金額又は2以上の科目について一括した金額
- (6) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額
- (7) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額
- (8) 附帯事業固定資産及び第21条第2項の規定により電気事業の勘定に整理されている固定資産のうち、第2表の損益計算書に記載されている附帯事業（以下「重要な事業」という。）に係る固定資産がある場合には、重要な事業の区分ごとに、専ら重要な事業の用に供する固定資産の金額及び他の事業とに共用される固定資産のうち固定資産の使用形態に応じた合理的な配賦基準によって重要な事業に配賦した場合の金額並びにその合計額
- (9) 会社法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもつて計上しなければならない準備金又は引当金がある場合には、次に掲げる事項（②の区別をすることが困難である場合にあつては、①に掲げる事項）
- ① 当該法令の条項
 - ② 当該準備金又は引当金が1年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別
- (10) 金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない事業者にあつては、次に掲げる事項
- ① 契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
 - ② 申込期日経過後における新株式申込証拠金に係る株式の発行数、資本金増加の日及び当該金額のうち資本準備金に繰り入れられることが予定されている金額
 - ③ 株式会社日本政策投資銀行及び沖縄振興開発金融公庫の貸付金を借り入れた場合には、電気事業会社の株式会社日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律（昭和25年法律第145号）第2条第2項に規定する当該借入先及び借入金額、又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第64条第4項に規定する当該借入先及び借入金額
- 10 損益計算書に関する注記は、関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額とする。
- 11 株主資本等変動計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。この場合において、連結注記表を作成する事業者は、(2)に掲げる事項以外の事項は、省略することができる。
- (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数（種類株式発行会社（会社法第2条第13号に規定する会社をいう。以下同じ。）にあつては、種類ごとの発行済株式の数）
 - (2) 当該事業年度の末日における自己株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類ごとの自己株式の数）
 - (3) 当該事業年度中に行つた剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項
 - ① 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額
 - ② 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額（当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価額）の総額
 - (4) 当該事業年度の末日における当該事業者が発行している新株予約権（会社法第236条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該事業者の株式の数（種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数）
- 12 税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因とする。
- (1) 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
 - (2) 繰延税金負債
- 13 リースにより使用する固定資産に関する注記は、会社計算規則第108条に規定するファイナンス・リース取引の借主である事業者が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。
- (1) 当該事業年度の末日における取得原価相当額
 - (2) 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額
 - (3) 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

- 14 金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、連結注記表を作成する事業者は、注記を要しない。
 - (1) 金融商品の状況に関する事項
 - (2) 金融商品の時価等に関する事項
- 15 賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、連結注記表を作成する事業者は、注記を要しない。
 - (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項
 - (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項
- 16 持分法損益等に関する注記は、次に掲げる区分に応じて定める事項とし、(1)に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社（会社計算規則第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）を除外することができる。ただし、会社計算規則第61条に規定する連結計算書類を作成する事業者は、注記を要しない。
 - (1) 関連会社がある場合は、関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額
 - (2) 開示対象特別目的会社（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第4条に規定する特別目的会社（同条の規定により当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）がある場合は、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項
- 17 関連当事者（会社計算規則第112条第4項に規定する者をいう。以下同じ。）との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとする。この場合において、次に掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。ただし、一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引、取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付及び当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引については、記載を要しない。
 - (1) 当該関連当事者が会社等（会社計算規則第2条第3項第16号に規定する会社等をいう。）であるときは、次に掲げる事項
 - ① その名称
 - ② 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める事業者が有する議決権の数の割合
 - ③ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
 - (2) 当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項
 - ① その氏名
 - ② 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
 - (3) 当該事業者と当該関連当事者との関係
 - (4) 取引の内容
 - (5) 取引の種類別の取引金額
 - (6) 取引条件及び取引条件の決定方針
 - (7) 取引により発生した債権又は債務に係る主な科目別の当該事業年度の末日における残高
 - (8) 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が貸借対照表等に与えている影響の内容
- 18 一株当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 一株当たりの純資産額
 - (2) 一株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額
 - (3) 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨
- 19 重要な後発事象に関する注記は、当該事業者の事業年度の末日後、当該事業者の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とする。
- 20 連結配当規制適用会社（会社計算規則第2条第3項第51号に規定する会社をいう。以下同じ。）に関する注記は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。
- 21 その他の注記は、3から20までに掲げるもののほか、貸借対照表等により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

電 気 事 業 営 業 費 用 明 細 表

年 月 日 から
年 月 日 まで

事業者名

(単位 千円)

区 分	水力発電費	汽力発電費	原子力発電費	内燃力発電費	新エネルギー等発電費	地帯間購入電力料	他社購入電力料	送電費	変電費	配電費	販売費	休止設備費	貸付設備費	一般管理費	その他	合計
役員給与																
給料手当振替額(貸方)	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△		△
建設費への振替額(貸方)	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△		△
その他への振替額(貸方)	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△		△
退職給与金																
厚生費																
法定厚生費																
一般厚生費																
委託検査針費																
委託集金費																
雑燃料費																
石炭費																
燃料油費																
核燃料減損額																
ガス費																
歴青質混合物費																
バイオマス燃料費																
廃棄物燃料費																
助燃費及び蒸気料																
運炭費及び運搬費																
核燃料減損修正損(又は核燃料減損修正益(貸方))					(△)											(△)
濃縮関連費																
使用済燃料再処理等費																
使用済燃料再処理等発電費																
使用済燃料再処理等既発電費																
使用済燃料再処理等準備費																
使用済燃料再処理等発電準備費																
使用済燃料再処理等既発電準備費																
廃棄物処理費																
特定放射性廃棄物処分費																
消耗品費																
修繕費																
水利使用料																
補償費																
貸借料																
託送料																
事業者間精算費																
委託費																
損害保険料																
原子力損害賠償資金補助法負担金																
原子力損害賠償資金補助法一般負担金																
原子力損害賠償資金補助法特別負担金																
原賠・廃炉等支援機構負担金																
原賠・廃炉等支援機構一般負担金																
原賠・廃炉等支援機構特別負担金																
普及開発関係費																
養成費																
研究費																
諸借倒損																
諸税																
固定資産税																
雑税																
減価償却費																
普通償却費																
特別償却費																
試運転償却費																
固定資産除却費																
除却損																
除却費用																
原子力発電施設解体費																
共有設備費等分担額																
共有設備費等分担額(貸方)	△	△	△		△			△	△	△		△	△			△
地帯間購入電源費																
地帯間購入送電費																
他社購入電源費																
新エネルギー等電源費																
その他の電源費																
他社購入送電費																
他社使用済燃料再処理等準備費																
建設分担関連費振替額(貸方)	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△		△
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△		△
接続供給託送料																
原子力廃止関連仮勘定償却費																
再エネ特措法納付金																
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結																
電源開発促進税																
事業開発費																
開発費償却																
電力費振替勘定(貸方)															△	△
合計																

(記載注意)

補償費については、原子力損害の賠償に関する法律第3条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち以下に掲げる受入金等があった場合には、脚注として記載すること。

- (1) 賠償措置額及びその受入保険金又は受入補償金
- (2) 除染求償関連資金交付金の金額及びその受入除染求償関連資金交付金

第6表 (1)

固定資産期中増減明細表

年 月 日から

年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

区 分 科 目	期 首 残 高				期 中 増 減 額						期 末 残 高				期末残高 のうち土 地の帳簿 原価(再 掲)
	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	差 引 簿 額	帳簿原価 増加額	工事費 負担金 等増加額	減価償却 累計額 増加額	帳 簿 原 価 減少額	工事費 負担金 等減少額	減価償却 累計額 減少額	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	差 引 簿 額	
電 気 事 業 固 定 資 産															
水 力 発 電 設 備															
汽 力 発 電 設 備															
原 子 力 発 電 設 備															
内 燃 力 発 電 設 備															
新エネルギー等発電設備															
送 電 設 備															
変 電 設 備															
配 電 設 備															
業 務 設 備															
休 止 設 備															
貸 付 設 備															
附 帯 事 業 固 定 資 産															
事 業 外 固 定 資 産															
固 定 資 産 仮 勘 定															
建 設 仮 勘 定															
除 却 仮 勘 定															
原子力廃止関連仮勘定															
区 分	期 首 残 高				期 中 増 減 額				期 末 残 高				摘 要		
科 目					増 加 額		減 少 額								
核 燃 料															
装 荷 核 燃 料															
加 工 中 等 核 燃 料															
長 期 前 払 費 用															

(記載注意)

- 1 工事費負担金等の欄には、工事費負担金、下流増負担金、補助金等(以下「工事費負担金等」という。)を記載すること。
- 2 特別の事由により帳簿原価の修正が行われた場合には、期中増減額欄の帳簿原価増加額又は帳簿原価減少額に内書として記載し、その増減の事由を摘要欄を設けて記載すること。

第6表(2)

固定資産期中増減明細表(無形固定資産再掲)

年 月 日 か ら
年 月 日 ま で

事業者名

(単位 千円)

無形固定資産の種類	取得価額			減価 償累 計額	期 末 残 高	摘 要
	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額			
合 計						

(記載注意)

- 1 固定資産仮勘定に属する無形固定資産については、記載しないこと。
- 2 取得価額の欄には、帳簿原価から工事費負担金等を控除したものを記載すること。
- 3 特別の事由により取得価額の修正が行われた場合には、取得価額欄の期中増加額又は期中減少額に内書として記載し、その増減の事由を摘要欄に記載すること。
- 4 地役権のうち、償却対象となるものがある場合には、その金額を期末残高の欄に内書として記載し、その旨を摘要欄に記載すること。

第6表(3)

固定資産期中増減明細表(工事件名別再掲)

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

区 分	期中増加		期中減少	
	件 名	金 額	件 名	金 額
電気事業固定資産				
水力発電設備				
	計		計	
汽力発電設備				
	計		計	
原子力発電設備				
	計		計	
内燃力発電設備				
	計		計	
新エネルギー等 発電設備				
	計		計	
送電設備				
	計		計	
変電設備				
	計		計	
配電設備				
	計		計	
業務設備				
	計		計	
休止設備				
	計		計	
貸付設備				
	計		計	
附帯事業固定資産				
	計		計	
事業外固定資産				
	計		計	

(記載注意)

主たるものについて工事件名別に区分して記載し、その他のものは「その他一括」として記載すること。

第6表(4)

固定資産期中増減明細表(建設仮勘定再掲)

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

区分	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期中増加		期末残	
					件名	金額	件名	金額
電気事業固定資産建設 工事口								
水力発電設備								
汽力発電設備								
原子力発電設備								
内燃力発電設備								
新エネルギー 等発電設備								
送電設備								
変電設備								
配電設備								
業務設備								
電気事業固定資産建設 準備口								
附帯事業固定資産建設 工事口								
事業外固定資産建設工 事口								

(記載注意)

期中増加及び期末残の欄は主たるものについて工事件名別に区分して記載し、その他のものは「その他一括」として記載すること。

第7表

減価償却費等明細表

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

区 分	期末取得 価 額	当期償却額	償却累計額	期末帳簿 価 額	償却累計率(%)
電 有	建物				
	水力発電設備				
	汽力発電設備				
	原子力発電設備				
	内燃力発電設備				
	新エネルギー等 発電設備				
	送電設備				
	変電設備				
	配電設備				
	業務設備 その他の設備				
気 形	構築物				
	水力発電設備				
	汽力発電設備				
	原子力発電設備				
	新エネルギー等 発電設備				
	送電設備				
	配電設備				
	業務設備				
	その他の設備				
	事 固	機械装置			
水力発電設備					
汽力発電設備					
原子力発電設備					
内燃力発電設備					
新エネルギー等 発電設備					
送電設備					
変電設備					
配電設備					
業務設備 その他の設備					
業 定	備品				
	水力発電設備				
	汽力発電設備				
	原子力発電設備				
	内燃力発電設備				
	新エネルギー等 発電設備				
	送電設備				
	変電設備				
	配電設備				
	業務設備 その他の設備				
固 定 資 産	リース資産				
	水力発電設備				
	汽力発電設備				
	原子力発電設備				
	内燃力発電設備				
	新エネルギー等 発電設備				
	送電設備				
	変電設備				
	配電設備				
	業務設備 その他の設備				
資 産	資産除去債務相当資産				
	水力発電設備				
	汽力発電設備				
	原子力発電設備				
	内燃力発電設備				
	新エネルギー等 発電設備				
	送電設備				
	変電設備				
	配電設備				
	業務設備 その他の設備				
無形固定資産	(何)				
	計				
合 計					
附帯事業固定資産					
事業外固定資産					
繰延資産	創立費				
	開業費				
	株式交付費				
	社債発行費				
	開発費				
計					

(記載注意)

- 1 無形固定資産欄については、非償却資産以外の無形固定資産について、水利権、ダム使用权、地役権等の種類別に記載すること。
- 2 期末取得価額欄には、帳簿原価から工事費負担金等を控除したものを記載すること。
- 3 事業者が採用している減価償却又は償却の基準を脚注として記載すること。ただし、個別注記表に記載されている場合には、その記載を省略することができる。

長期投資及び短期投資明細表

年 月 日現在

事業者名

(単位 千円)

長期投資	株 式	銘 柄	株式数	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
		計				
長期投資	社債、公社債、国債及び地方債	銘 柄	額面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
		計				
長期投資	諸有価証券	種類及び銘柄		取得価額又は出資総額	貸借対照表計上額	摘 要
		計				
長期投資	その他の長期投資	種 類		金 額		摘 要
		計				
		合 計				
短期投資	株 式	銘 柄	株式数	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
		計				
短期投資	社債、公社債、国債及び地方債	銘 柄	額面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
		計				
短期投資	諸有価証券	種類及び銘柄		取得価額又は出資総額	貸借対照表計上額	摘 要
		計				
短期投資	その他の短期投資	種 類		金 額		摘 要
		計				
		合 計				

(記載注意)

- 1 売買目的有価証券(市場価格のあるもので時価の変動により利益を得る目的で保有するもの)、満期保有目的債券(満期まで所有する意図をもって保有するもの)及びその他有価証券(売買目的有価証券、満期保有目的債券以外のもの)に区分して記載すること。

- 2 銘柄別による有価証券の貸借対照表計上額が事業者の資本金額（株主資本の合計額が、資本金額に満たない場合には、当該合計額。以下この項において同じ。）の100分の1以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することが出来る。ただし、株式のうち投資有価証券に属するものについては、資本金額の100分の1を超える銘柄が10銘柄を下回るときは、貸借対照表計上額が多い順に上位10銘柄（貸借対照表計上額が僅少である銘柄を除く。）について記載すること。
- 3 記載を省略した株式については、銘柄の総数、総株式数、取得価額及び貸借対照表計上額を記載し、株式以外のものについては、公社債、国債、地方債、証券投資信託の受益証券、出資証券等に大別して、額面総額、取得価額及び貸借対照表計上額を当該各欄に記載すること。
- 4 社債及び公社債の銘柄は「何会社物上担保付社債」のように記載し、国債及び地方債の銘柄は「何分利付国債」又は「何分利付何債」のように記載すること。なお、新株予約権付社債については、その旨を付記すること。
- 5 有価証券の取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、個別注記表に記載されている場合には、その記載を省略することができる。
- 6 有価証券の評価基準について、簿価時価比較低価法（切り放し方式）を採用している場合には、「取得価額」欄の記載を省略することができる。
- 7 長期投資のうち、減債基金及び積立金、引当金、預り金等に対応して保有するものについては、摘要欄にその旨及びその貸借対照表計上額を再掲すること。
- 8 貸し付けた有価証券については、摘要欄にその貸借対照表計上額を記載すること。
- 9 貸付金のうち担保付きのものについては、摘要欄にその金額及び担保物件を記載すること。

第10表

借入金、長期未払債務、リース債務、雑固定負債及びコマーシャル・ペーパー明細表

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

長期借入金	借入先	期首残高	期増加額	期中減少額	期中残高	期末残高	利率	返済期限	期末残高内訳		摘要
									1年を超えた後に期限の到来するもの	その他のもの	
	合計										
長期未払債務	相手先及び種類	期首残高	期増加額	期中減少額	期中残高	期末残高	利率	返済期限	期末残高内訳		摘要
									1年を超えた後に期限の到来するもの	その他のもの	
	合計										
リース債務	相手先及び種類	期首残高	期増加額	期中減少額	期中残高	期末残高	利率	期末残高内訳		摘要	
								1年を超えた後に期限の到来するもの	その他のもの		
	合計										
雑固定負債	相手先及び種類	期首残高	期増加額	期中減少額	期中残高	期末残高	利率	返済期限	期末残高内訳		摘要
									1年を超えた後に期限の到来するもの	その他のもの	
	合計										
短期借入金	借入先	期首残高	期増加額	期中減少額	期中残高	期末残高	利率	摘要			
	合計										
コマーシャル・ペーパー	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	利率	摘要					

(記載注意)

- 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を摘要欄に記載すること。
- 長期借入金、長期未払債務、リース債務及び雑固定負債については、1年以内に期限の到来するもの及び既に期限が到来したものを含む。
- リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上している場合には、当該リース債務に関する記載を要しない。
- 長期借入金及び短期借入金の利率の合計欄には、利率を期末残高により加重平均した率を記載すること。
- リース債務の利率の欄には、利率を期末残高により加重平均した率を記載すること。ただし、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース債務については「利率」の欄の記載を要しない。なお、リース債務について「利率」の欄の記載を行わない場合には、その旨及びその理由を摘要欄に記載すること。
- 長期借入金及び短期借入金の金額が重要でないものは、借入先を一括して記載することができる。
- 長期未払債務及び雑固定負債の金額が重要でないものは、相手先及び種類を一括して記載することができる。

第11表(1)

引当金明細表
年 月 日から
年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

区 分	期首残高	期 増 加 額	期 中 減 少 額		期 末 残 高	摘 要
			目 的 使 用	そ の 他		

(記載注意)

- 1 区分欄には、貸借対照表に掲げられている各引当金の科目名を記載すること。
- 2 期中減少額のその他欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その減少の理由を摘要欄に記載すること。ただし、同一の引当金について2以上の異なる理由による減少があるときは、その理由及び金額を区分して記載すること。
- 3 退職給付引当金の期中減少額は、期中減少額の欄に、目的使用及びその他の区分をせずに記載すること。

第11表(2)

資 産 除 去 債 務 明 細 表

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

区 分	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期 中 減 少 額	期 末 残 高

(記載注意)

- 1 貸借対照表に計上されている資産除去債務について、当該資産除去債務に係る法的規制等の種類ごとの区分により記載すること。
- 2 原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第30号）の規定による特定原子力発電施設については、原子力発電施設解体引当金及びその他に区分して整理すること。

第12表

その他重要事項明細表

事業者名

(単位 千円)

区	分	摘	要
貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容を補足する重要な事項			

第13表

関係会社株式明細表

年 月 日現在

事業者名

(単位 千円)

銘 柄	株式数	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
計				

(記載注意)

株式の取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、個別注記表に記載されている場合には、その記載を省略することができる。

第14表

電灯料及び電力料明細表

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

区 分		販 売 電力量 (MWh)	販売電力料金			1 kWh 当 たり平均単 価 (銭)
			基 本 料 金	電力量 料 金	合 計	
電 灯 料	定 額 電 灯					
	従量電灯A (又は従量電灯A及びB)					
	従 量 電 灯 B					
	従 量 電 灯 C					
	臨 時 電 灯					
	農 事 用 電 灯					
	公衆街路灯A、B及びC					
	(何)					
	再エネ特措法賦課金					
	雑 口					
	電 灯 計					
電 力 料	業 務 用 電 力					
	低 圧 電 力					
	高 圧 電 力 A					
	高 圧 電 力 B					
	臨 時 電 力					
	農 事 用 電 力					
	(何)					
	再エネ特措法賦課金					
	雑 口					
	電 力 計					
電 灯 電 力 計						

(記載注意)

- 1 特定小売供給約款、最終保障供給約款及び離島供給約款に基づき販売したもののみ記載すること。
- 2 上記以外の料金を設定した場合は、(何)の欄にその料金を種類別に記載すること。ただし、供給方式、約款の内容等が類似するものについては、一つの種類として整理することができる。
- 3 雑口の欄には、遅取加算料金及び太陽光発電促進付加金を整理する。
- 4 基本料金には、定額電灯の需要家料金、従量電灯の最低料金、公衆街路灯Aの需要家料金及び公衆街路灯Bの最低料金を含む。

付表（従量電灯、業務用電力、低圧電力、高圧電力A及び高圧電力Bの
販売電力量及び電力量料金再掲）

項 目	供 給 約 款 の 分 単 価 区	販 売 電 力 量 (MWh)	電 力 量 料 金 (千円)
従 量 電 灯 A (又は従量電灯A及 びB) 計	円 円 円 —	銭 銭 銭	
従 量 電 灯 B 計	円 円 円 —	銭 銭 銭	
従 量 電 灯 C 計	円 円 円 —	銭 銭 銭	
業 務 用 電 力 計	円 円 —	銭 銭	
低 圧 電 力 計	円 円 —	銭 銭	
高 圧 電 力 A 計	円 円 —	銭 銭	
高 圧 電 力 B 計	円 円 —	銭 銭	

第15表

託送収益明細表

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

	送電電力量 (MWh)	供給電力料金		
		基本料金	従量料金	合計
接 続 供 給 託 送 収 益				
基 準 接 続 供 給 収 益				
インバランスの供給に係る収益	()			
そ の 他 託 送 収 益				

(記載注意)

- 1 基本料金の欄には固定的に支払いを受ける料金、従量料金の欄には電気の使用量に応じて支払いを受ける料金を記載すること。
- 2 送電電力量の欄の()内には、インバランスの供給量の再掲分を記載すること。

第16表

財 務 費 用 明 細 表

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
電 気 事 業 財 務 費 用		
支 払 利 息		
株 式 交 付 費		
株 式 交 付 費 償 却		
社 債 発 行 費		
社 債 発 行 費 償 却		
附 帯 事 業 財 務 費 用		
(何) 事 業 財 務 費 用		
財 務 費 用 合 計		

(記載注意)

- 1 電気事業に係る財務費用を電気事業財務費用欄に、附帯事業に係る財務費用を附帯事業財務費用欄に記載すること。
- 2 附帯事業財務費用欄の内訳科目は、第2表の損益計算書の附帯事業営業費用の内訳科目に準じて記載すること。

第17表

再エネ特措法賦課金等明細表

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名

	電力量 (MWh)	金額 (千円)
再エネ特措法賦課金		
電灯料に含まれるもの		
電力料に含まれるもの		
再エネ特措法買取費		
他社購入電源費に含まれるもの		

(記載注意)

- 1 交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給を含めた総額を記載すること。
- 2 再エネ特措法買取費は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第4条第1項に規定する特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の調達に関して、当該調達に要した費用の総額を記載すること。